

第 4 編

風 水 害 対 策 編

第4編 風水害対策編

第1部 総則	4-1
第1章 本市における風水害の概況	4-1
第2章 想定される風水害	4-2
第1節 想定される風水害	4-2
1. 洪水被害	4-2
2. 内水被害	4-2
3. 土砂災害	4-2
4. 降ひょう被害	4-2
5. 降雪被害	4-2
6. 竜巻被害	4-2
第2部 施策ごとの具体的計画	4-3
第1章 自助、共助による防災力の向上	4-3
第1節 基本方針	4-3
1. 平常時の役割	4-3
2. 災害時の役割	4-3
第2節 現状と課題	4-3
第3節 予防・事前対策	4-3
第4節 応急対策	4-3
第2章 災害に強いまちづくりの推進	4-4
第1節 基本方針	4-4
第2節 現状と課題	4-4
1. 土砂災害	4-4
2. 洪水	4-6
3. 内水	4-6
第3節 予防・事前対策	4-7
1. 水害予防（治水）	4-7
2. 水害予防（避難）	4-8
3. 水害予防（内水）	4-9
4. 道路・橋梁の維持管理	4-9
5. 土砂災害予防	4-9
6. 防災都市づくり	4-11
第4節 応急対策	4-12
1. 公共施設等の応急対策	4-12
第5節 復旧対策	4-12

1. 迅速な災害復旧	4-12
第3章 交通ネットワーク・ライフライン等の確保	4-13
第1節 基本方針	4-13
第2節 現状と課題	4-13
第3節 予防・事前対策	4-13
第4節 応急対策	4-13
第5節 復旧対策	4-13
第4章 応急対応力の強化	4-14
第1節 基本方針	4-14
第2節 現状と課題	4-14
第3節 予防・事前対策	4-14
1. 水防機構・水防組織	4-14
2. 県管理区間の重要水防箇所	4-15
3. 有間ダムとの連携	4-16
第4節 応急対策	4-17
1. 体制	4-17
2. 水防活動	4-20
3. 救助体制	4-20
4. 土砂災害防止	4-20
第5章 情報収集・伝達体制の整備	4-22
第1節 基本方針	4-22
第2節 現状と課題	4-22
第3節 予防・事前対策	4-22
1. 情報収集・伝達体制の整備	4-22
2. 気象情報等の収集と活用の周知	4-22
第4節 応急対策	4-23
1. 気象予報・警報等情報	4-23
2. 水位の情報と水防警報	4-26
3. 土砂災害警戒情報	4-28
4. 水位・気象情報等の伝達経路	4-28
5. 災害情報の収集・伝達	4-29
6. 異常な現象発見時の通報	4-30
7. 情報の共有	4-31
第6章 医療救護等対策	4-32
第1節 基本方針	4-32
第2節 現状と課題	4-32
第3節 予防・事前対策	4-32
第4節 応急対策	4-32

第5節 復旧対策	4-32
第7章 避難対策	4-33
第1節 基本方針	4-33
第2節 現状と課題	4-33
第3節 予防・事前対策	4-33
1. 避難体制の整備	4-33
2. 避難所の確保と指定	4-33
第4節 応急対策	4-36
1. 避難の実施	4-36
2. 避難所の開設・運営	4-38
第8章 避難行動要支援者対策	4-39
第1節 基本方針	4-39
第2節 現状と課題	4-39
第3節 予防・事前対策	4-39
第4節 応急対策	4-39
第9章 物資供給・輸送対策	4-41
第1節 基本方針	4-41
第2節 現状と課題	4-41
第3節 予防・事前対策	4-41
第4節 応急対策	4-41
第10章 市民生活の早期再建	4-42
第1節 基本方針	4-42
第2節 現状と課題	4-42
第3節 予防・事前対策	4-42
第4節 応急対策	4-42
第11章 竜巻・突風等対策	4-43
第1節 基本方針	4-43
第2節 現状と課題	4-43
1. 竜巻の発生状況と特徴	4-43
2. 竜巻等の予測	4-43
第3節 予防・事前対策	4-44
1. 竜巻の発生、対処に関する知識の普及	4-44
2. 被害予防対策	4-45
3. 竜巻等突風対処体制の確立	4-46
4. 情報収集・伝達体制の整備	4-46
第4節 応急対策	4-47
1. 情報伝達	4-47
2. 救助の適切な実施	4-48

3. がれき処理.....	4-48
4. 避難所の開設・運営.....	4-48
5. 応急住宅対策.....	4-48
第5節 復旧対策.....	4-49
1. 被害認定の適切な実施.....	4-49
2. 被災者支援.....	4-49
第12章 雪害対策.....	4-50
第1節 基本方針.....	4-50
第2節 現状と課題.....	4-50
1. 除雪.....	4-50
2. 家屋等の被害.....	4-50
第3節 予防・事前対策.....	4-51
1. 市民が行う雪害対策.....	4-51
2. 情報通信体制の充実強化.....	4-51
3. 雪害における応急対応力の強化.....	4-51
4. 避難所の確保.....	4-51
5. 建築物の雪害予防.....	4-52
6. 道路交通対策.....	4-52
7. 鉄道等交通対策.....	4-52
8. ライフラインにおける雪害対策の推進.....	4-52
9. 農作物等への被害軽減対策.....	4-53
第4節 応急対策.....	4-54
1. 応急活動体制の施行.....	4-54
2. 情報の収集・伝達・広報.....	4-54
3. 道路機能の確保.....	4-54
4. 警備・交通規制.....	4-55
5. 救出・救助.....	4-56
6. 避難所・一時滞在施設の開設・運営.....	4-56
7. 医療救護等.....	4-56
8. ライフラインの確保.....	4-56
9. 地域における除雪協力.....	4-56
第5節 復旧対策.....	4-57
1. 農業復旧支援.....	4-57

第1部 総則

第1章 本市における風水害の概況

市では、昭和41年の台風26号による災害で、建物倒壊や道路冠水、農作物被害等の大きな被害が発生し、災害救助法が適用された。その他にも、台風や前線による大雨や局地的な集中豪雨、雷雨により、床下・床上浸水、道路冠水や公共土木被害が発生している。また、強風や降ひょうの他、近年は降雪による被害も発生した。

さらに、入間川沿いの河岸段丘に、連続して土砂災害危険箇所等が分布するため、大雨時には土砂災害の危険性をはらんでいる。

第2章 想定される風水害

第1節 想定される風水害

1. 洪水被害

入間川沿いの地区で、入間川の氾濫による洪水が発生した場合、左岸側の水富地区や柏原地区、右岸側では入間川地区や奥富地区の浸水が想定されている。

2. 内水被害

都市化の進んだ中心部やアンダーパス、凹地や、上水管路が集まる場所などで被害の発生が予想される。

3. 土砂災害

柏原地区や水富地区、入間川地区など、河岸段丘の斜面に連続して、土砂災害危険箇所等が26か所存在している。

4. 降ひょう被害

本市が位置する県西部は関東北部山地や秩父山地で発達した雷雲の通過地域にあたる。本市においては、平成8年に降ひょうにより、大きな被害が発生した。

5. 降雪被害

本市は比較的温暖な太平洋側気候に位置するため、冬季の降水量は少なく、降雪による大きな被害が生じることは稀であった。しかし、平成26年には関東地方でも寒気の張り出しと発達した低気圧により、記録的な大雪による被害が発生した。

6. 竜巻被害

竜巻は積乱雲に伴う上昇気流により発生する激しい渦巻で、多くの場合、ろうと状又は柱状の雲を伴い、直径数十m以上で、数kmにわたって移動し、被害地域は帯状になる特徴がある。

本市ではこれまで竜巻による被害は発生していないが、近年、県内で竜巻による被害が多数発生した。竜巻は台風シーズンの9月に最も多く、季節や場所を問わずどこでも発生する可能性があり、市外で発生した竜巻が市内に移動して被害が発生する可能性もある。

第2部 施策ごとの具体的計画

第1章 自助、共助による防災力の向上

第1節 基本方針

市民は、台風や洪水、土砂災害等（ここでは風水害という）による被害を最小限にとどめ、災害に強い地域づくりを担う一員として、日ごろから災害及び防災に関する知識・技術の習得と、家庭及び地域における「自助」「共助」の防災意識の高揚に努めるとともに、自主防災組織の結成・運営に関して積極的に貢献する。なお、市は日ごろから市民の安全を確保し、災害時には人命救助、避難所運営、交通確保等を重点に市民生活の再建に全力を注ぐことはもちろんであるが、その対応には限界があることを市民に説明し、理解を得る必要がある。

特に、風水害は早期の気象情報等の収集や早めの避難行動を実施し、風水害による被害の軽減を図る努力が大切であり、市は、気象情報や災害情報等の入手、伝達や災害の心構えなどを、市民に指導・啓発を行う必要がある。

1. 平常時の役割

【市民】

- 防災に関する学習
- 防災用品、非常持出品の準備
- 家庭内備蓄の実施と管理（7日分の食料、飲料水）
- 生活必需品の準備
- 風水害の種類（台風、洪水、土砂災害、雪害等）ごとに異なる避難所等の事前把握
- 災害時の避難場所、避難所までのルート確認
- 自宅周辺で災害時に注意が必要となる危険箇所、要配慮者の把握
- 災害時における家族間の連絡方法の確認（災害用伝言ダイヤル、災害用携帯伝言板等）
- 市、自主防災組織及び自治会が実施する防災訓練（土砂災害訓練等）への参加
- 近隣居住者との積極的な交流及び地域活動への参加

2. 災害時の役割

【市民】

- 適切かつ早めの情報収集（気象情報・防災情報等）
- 適切かつ早めの避難（土砂災害では、自宅の斜面と反対側に退避することが安全な場合もある）
- 地域で協力した避難行動と要配慮者の支援
- 避難所での譲り合い
- 市、防災関係機関が行う災害対応活動への協力
- 風評に乗らず、風評を広めない

第2節 現状と課題

「第2編 震災対策編—第2部—1章—第2節 現状と課題」を準用する。

第3節 予防・事前対策

「第2編 震災対策編—第2部—1章—第3節 予防・事前対策」を準用する。

第4節 応急対策

「第2編 震災対策編—第2部—1章—第4節 応急対策」を準用する。

第2章 災害に強いまちづくりの推進

第1節 基本方針

河川の洪水や内水氾濫、土砂災害等の風水害から市民の安全を守るため、県が指定する浸水想定区域や土砂災害危険箇所等を市民に周知し、避難体制の整備や風水害に対する心構えや取るべき行動等のソフト対策を促進する。

- 市民に浸水想定区域や土砂災害危険箇所等の周知を徹底する
- 各種ハザードマップの作成や警戒避難体制の整備を進め、市民の防災意識を高め、自助、共助による防災力の向上を図る
- 風水害に備えた防災訓練等を実施し、地域の防災力向上を促進するとともに、防災上の課題を発掘し、防災計画等に適宜反映する

第2節 現状と課題

1. 土砂災害

【危機管理課、道路維持課、川越県土整備事務所】

市内には、土砂災害の危険を有する土砂災害危険箇所等（急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域）がそれぞれ存在する。

土砂災害危険箇所等の位置付けは次の通りとする。

表 2.2.1 土砂災害危険箇所等の種類

名称	内容と主たる目的	基づく法律等
急傾斜地崩壊危険区域	● 土砂災害の原因となる土砂の発生源（斜面等）に着目し、当該区域の行為制限を行い、必要な施設整備（主にハード対策）を行う	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
土砂災害警戒区域	● 土砂災害防止法に基づき指定され、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策の推進を行う	土砂災害防止法
土砂災害特別警戒区域	● 土砂災害防止法に基づき指定される区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域で、特定開発行為に対する許可制、建築物の構造規制、建築物の移転等の勧告を行う	土砂災害防止法

(1) 土砂災害危険箇所等

① 急傾斜地崩壊危険区域

県は、崩壊のおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上である土地をいう）について、その崩壊により相当数の居住者、その他の者に危害が生ずるおそれのある箇所に対し、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（急傾斜地法）」に基づき、その区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定している。

市内には急傾斜地崩壊危険区域が3か所指定されている。

< 予防・事前対策 >

表 2.2.2 市内の急傾斜地崩壊危険区域

地区	面積(ha)	告示番号	告示年月日	工事实施状況	指 定 地 番	
鵜ノ木	約0.34	埼玉県告示第394号	平成10年3月20日	平成9年度済	4620-20, 4620-2, 4621-52, 4621-79, 4641-3, 4649-2, 4649-6, 4649-7, 4649-8, 4650-1, 4650-3, 4650-4, 4650-5, 4651-7, 4651-9, 4651-10, 4652-2	
根岸	約0.78	埼玉県告示第1064号	平成12年7月28日	平成23年度済	根岸	1-1, 1-2, 1-3, 2-2, 3, 4-1, 4-2, 4-3, 5-1, 5-2, 6-2, 6-4, 6-12, 6-13, 6-14, 6-16
					上広瀬	1372, 1373, 1374, 1375, 1376, 1377, 1378, 1380, 1383, 1390, 1391, 1493-1, 1493-2, 1493-4, 1493-5, 1493-7, 1493-8, 1494-1, 1494-2, 1494-3, 1495, 1496, 1497-1, 1497-2, 1497-3, 1498-1, 1498-2, 1499, 1502-1, 1502-2, 1503, 1507-1, 1508-1, 1508-2, 1508-3, 1508-4
上ノ原団地	約0.65	埼玉県告示第1586号	平成25年11月19日	平成24年度から現在継続	上広瀬	1345-1, 1371, 1518-1, 1519, 1520, 1521, 1522, 1525, 1525-2,
					広瀬3丁目	1372-1, 1372-2, 1372-3, 1508-2, 1508-4, 1510-3, 1510-4, 1516-1, 1517-1, 1517-2, 1523-1, 1523-3, 1523-4, 1524-1, 1528-1, 1528-イ-3

② 土砂災害警戒区域

県は、平成13年に施行された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」に基づき、土砂災害警戒区域を指定している。

平成30年3月現在、市内26か所が指定されている。

表 2.2.3 市内の土砂災害警戒区域指定状況

危険箇所番号	枝番	箇 所 名	特別警戒区域の有無	所在地	基礎調査	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定日	避難場所等
11103-I-0008		慈眼寺	有	下諏訪 御幸二	H22.2(H21)	急傾斜地の崩壊	H27.3.24	コミュニティセンター
11103-I-0010		稲荷山公園北下	有	鵜ノ木第二	H21.3(H20)	急傾斜地の崩壊	H27.3.24	
11103-I-0011		鵜ノ木-1	有	鵜ノ木第二	H21.3(H20)	急傾斜地の崩壊	H27.3.24	狭山経済高校
11103-I-0012		笹井-1	有	水富第五区 下仲居	H22.2(H21)	急傾斜地の崩壊	H27.12.25	水富公民館、笹井小学校
11103-I-0012		笹井-2	有	下仲居	H22.2(H21)	急傾斜地の崩壊	H27.12.25	水富公民館、笹井小学校
11103-I-0012		笹井-3	有	下仲居	H22.2(H21)	急傾斜地の崩壊	H27.12.25	水富公民館、笹井小学校
11103-I-0013		根岸	有	水富第四区 水富第二区	H27.3(H26)	急傾斜地の崩壊		水富公民館、水富小学校
11103-I-0015	1	上広瀬-1	有	根山(水富7区)	H21.3(H20)	急傾斜地の崩壊	H26.1.28	広瀬公民館、広瀬小学校
11103-I-0015	2	上広瀬-2	有	水富第二区 根山	H21.3(H20)	急傾斜地の崩壊	H26.1.28	水富公民館、水富小学校
11103-I-0016		旭グリーンハイツ	有	根山 日生さやま台	H21.3(H20)	急傾斜地の崩壊	H26.1.28	広瀬公民館、広瀬小学校
11103-I-0017		日生さやま台団地	なし	根山 日生さやま台	H27.3(H26)	急傾斜地の崩壊		広瀬小学校
11103-I-0018		柏団地	有	柏原第六区	H21.3(H20)	急傾斜地の崩壊	H27.12.25	広瀬公民館、広瀬小学校
11103-I-0019		柏原	有	柏原第六区	H22.2(H21)	急傾斜地の崩壊	H27.12.25	広瀬公民館、広瀬小学校
11103-I-0020		柏原	有	柏原第五区 柏原第六区	H22.2(H21)	急傾斜地の崩壊	H27.12.25	柏原公民館、柏原小学校
11103-I-0045		柏原ニュータウン	有	柏原第一区	H22.2(H21)	急傾斜地の崩壊	H27.12.25	柏原公民館、柏原小学校
11103-I-0061		八幡神社-2	有	御幸一 御幸二	H22.2(H21)	急傾斜地の崩壊	H27.3.24	中央公民館
11103-I-0062		柏原小学校	有	柏原第三区 柏原第四区 柏原第八区	H22.2(H21)	急傾斜地の崩壊	H27.12.25	柏原公民館、柏原小学校
11103-I-0066	1	市営東鵜ノ木団地-1	なし	鵜ノ木第一	H21.3(H20)	急傾斜地の崩壊	H27.3.24	コミュニティセンター
11103-I-0066	2	市営東鵜ノ木団地-2	なし	鵜ノ木第一	H21.3(H20)	急傾斜地の崩壊	H27.3.24	対象住居なし
11103-I-0068		霞ヶ関	有	根山 日生さやま台	H21.3(H20)	急傾斜地の崩壊	H26.1.28	広瀬公民館、広瀬小
11103-II-0001		鵜ノ木-2	有	鵜ノ木第三	H21.3(H20)	急傾斜地の崩壊	H27.3.24	
11103-III-0001	1	笹井(-4)	有	金井	H22.2(H21)	急傾斜地の崩壊	H27.12.25	水富公民館、水富小学校
11103-III-0001	2	笹井(-5)	有	金井	H22.2(H21)	急傾斜地の崩壊	H27.12.25	水富公民館、水富小学校
11103-III-0002		沢口	有	水富第六区	H22.2(H21)	急傾斜地の崩壊	H27.12.25	

箇所番号	枝番	土砂災害警戒区域等の名称	特別警戒区域の有無	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日	避難場所等
11103-I-0017		日生さやま台団地	無	広瀬台1丁目	急傾斜地の崩壊	H28.7.8	広瀬公民館、広瀬小学校、狭山緑陽高等学校
11103-I-0013		根岸	有	根岸	急傾斜地の崩壊	H28.7.8	日生さやま台集会所、水富公民館、水富小学校

2. 洪水

【危機管理課、道路維持課、川越県土整備事務所】

市内には入間川、不老川、久保川、三ツ木堀の4河川が流れる。

県では市内を流れる入間川、不老川に対する治水対策を促進している。また、県は入間川の浸水想定区域図を公開している。

表 2.2.4 市内河川の概要

	河川名	水系名	流域名	現状
1	入間川	荒川水系	荒川中流流域	荒川右岸は、入間台地、比企丘陵など東武東上線沿いに都市化が進展しており、治水安全度は低い。
2	不老川		新河岸川流域	武蔵野台地を流下する新河岸川は、県南中央部に隣接する西部地域を流域とする。武蔵野台地は、歴史的に排水路が少なく、以前は保水機能に恵まれていたが、人口・産業の集中が急激で治水安全度が著しく低下している。
3	久保川			
4	三ツ木堀			

表 2.2.5 県の治水対策の方向性

河川名称	治水対策の方向性
入間川	● 広瀬橋より下流が水位周知河川に指定されている
不老川	● 不老川を含む新河岸川流域では、昭和54年に総合治水対策特定河川の対象河川となったほか、平成28年台風第9号に伴う浸水被害等により、河川改修を積極的に推進し、治水施設の整備が進んでいる ● 現在も浸水被害は発生しており、流域対策も含め、流域の治水安全度の向上を図る必要がある

3. 内水

【危機管理課、下水道施設課、川越県土整備事務所】

県では雨水の流出による湛水被害を予想した、湛水想定区域図を作成しており、市でも内水ハザードマップを作成している。

第3節 予防・事前対策

1. 水害予防（治水）

【農業振興課、道路維持課、川越県土整備事務所】

市内河川の治水対策を進めるとともに、河川の氾濫や道路の湛水等の内水氾濫に対して、避難のための情報提供体制の整備を進め、ハザードマップ等を通じて住民への周知を行う。

(1) 治水計画

市内を流れる河川における治水計画は次のとおりである。

表 2.2.6 治水計画

担当	施策	種別	内容
県・市	改修規模	将来計画	● 県は、大流域河川は最大100年確率とし、小流域河川は30年確率として改修規模を定めるとともに、河道幅、調節池及び排水機場等施設の配置を決定している ● 市内の2河川については、いずれも30年確率としての規模となっている
		暫定計画	● 前項の河道幅内で、時間雨量50mm程度の降雨に対応できる計画となっている

(2) 治水対策

河川、農業用水に対して、次の治水対策を定めるものとする。

表 2.2.7 治水対策

担当	施策	内容
道路維持課	河川の治水	● 台風又は集中豪雨により市内の河川、特に不老川においては、上流域の河道が未改修で流下能力が不足していることから、河道改修を推進する必要がある
農業振興課	農業用水の治水	● 台風又は集中豪雨により農業用水への流入が増加した場合、各用水組合の代表は水門を閉鎖し、地域内に過度の水量が入り込むことを防止する ● 用水組合は、次のとおり …入間川用水組合 …上奥富用水組合 …下奥富用水組合 …柏原上沢用水組合 …柏原用水組合 …水富用水組合 …入間第二用水土地改良区

表 2.2.8 治水計画

	河 川 名	現 況			計 画
1	入間川				
2	不老川	入曽調節池対応	池名	対応可能水量	社会資本整備総合交付金事業により河道改修を計画
			A池	85, 100t	
			B池		
			左岸池	5, 065t	
3	久保川				
4	三ツ木堀				東京狭山線から上流を暫定整備

2. 水害予防（避難）

【危機管理課、道路維持課】

(1) 浸水想定区域の周知

市内を流れる入間川が氾濫した場合に備え、県は浸水想定区域図を作成している。市は、市民に対して浸水想定区域の周知を行う。

(2) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

県が公開した浸水想定区域図に基づき、浸水想定区域において次の項目について定める。

- 洪水予報等の伝達方法
- 避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- 浸水想定区域内に存する地下街等ならびに要配慮者関連施設のうち、洪水時における利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地

(3) 水防法第15条第1項に定める施設

① 対象施設

表 2.2.9 対象施設一覧

施設種別	施設名	所在地
幼稚園	狭山ひかり幼稚園	鶯ノ木 7-18
幼稚園	狭山けやき幼稚園	上奥富 1042-3
保育園・保育所	広瀬保育所	広瀬 2-2-13
障害者福祉施設	さやま大樹作業所	狭山 47-28
障害者福祉施設	大樹の家	狭山 47-29
障害者福祉施設	グループホームさやま大樹	狭山 47-29
障害者福祉施設	グループホーム桜並木まふ	柏原 4237
障害者福祉施設	グループホーム蓮	柏原 3405-114
障害者福祉施設	グループホーム木蓮	柏原 3405-214

② 狭山市危機管理課から施設への情報等の伝達に関する事項

【伝達する情報】 水防警報の発表 その他注意事項

【伝達手段】 ・ 防災行政無線固定系

・ 狭山市公式モバイルサイトメール配信システム

・ 電話及び FAX

(4) 洪水ハザードマップの作成と更新

県が公開した浸水想定区域図に基づき、ハザードマップを作成する。ハザードマップには河川の氾濫により想定される浸水区域や避難場所の位置、緊急連絡先や情報連絡経路など、災害時に避難する市民にとって必要な情報を掲載し、市民への周知を図る。また、ハザードマップは適宜更新を図るものとする。

(5) ハザードマップの活用

災害時にハザードマップが有効に活用されるように、ハザードマップの見方や利用方法の指導、マップを活用した防災訓練等を実施するなど、市民や地域による自助、共助に根差した取り組みを促進する。

次に、ハザードマップの活用例をあげる。

- 市民向けのワークショップを通して、ハザードマップの使い方や活用方法のレクチャー
- 実際にハザードマップを使った避難訓練の実施

3. 水害予防（内水）

【危機管理課、道路維持課、下水道施設課】

近年、短時間での局所的な集中豪雨等の発生により、都市部において浸水被害が頻発している。このような水害から市民の生命や財産を守り、都市生活や都市機能を確保する必要がある。

さらに、地域住民による日ごろからの側溝の清掃等の取り組みを推進するとともに、雨水浸透マスや貯留施設の設置を推進する。

(1) 下水道の整備

下水道の役割の一つに雨水の排除による浸水の防除がある。市の汚水下水道普及率は95.4%と高水準であるが、下水道の雨水管渠や貯留施設の整備を推進する。

(2) 側溝の清掃

市は、市民に対して日ごろから側溝の清掃等の取り組みを指導する。

(3) 雨水浸透マス等の設置

雨水浸透マスや貯留施設の設置を呼び掛ける。

(4) 内水ハザードマップの作成と更新

大雨による浸水被害の軽減を図るため、内水氾濫の被害が想定される区域や避難所等に関する情報を示した内水ハザードマップを作成し、市民に情報提供を行う。ハザードマップは適宜更新を図るものとする。

さらに、市民に対してハザードマップの活用を促進する（「第4編 風水害編—第2部—第2章—第3節—2.—（5）ハザードマップの活用」を準用）。

4. 道路・橋梁の維持管理

【建設総務課、道路維持課】

市内の市道について、平常時や異常気象時に道路パトロールを実施し、道路危険箇所等の点検等を行う。

5. 土砂災害予防

【危機管理課、道路維持課、各施設、川越県土整備事務所】

土砂災害から市民の生命、身体、財産等を守るため、警戒避難体制の整備等、予防措置を講ずる。市内には、土砂災害危険箇所等の候補箇所26か所が土砂災害警戒区域に指定されている。

(1) 急傾斜地崩壊危険区域

① 急傾斜地崩壊危険区域の周知

<予防・事前対策>

急傾斜地崩壊危険区域の定義、制限行為の種類、所在地等を市民に周知する。また、急傾斜地崩壊危険区域では、県に対して崩壊防止工事等の急傾斜地崩壊対策事業の要望を行う等、対策の促進を図る。

【制限行為の種類】

- 水を放流、又は停滞させる行為その他水の浸透を助長する行為
- ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
- のり切り、切土、掘さく及び盛土
- 立木竹の伐採
- 木竹の滑下又は地引による搬出
- 土石の採取又は集積 等

(2) 土砂災害警戒区域

① 土砂災害警戒区域等の周知

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の定義、所在地等を市民に周知する。

【土砂災害警戒区域】

- 急傾斜地の崩壊等が発生した場合に市民等の生命及び身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域
- 警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域

【土砂災害特別警戒区域】

- 土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損害が生じ市民等の生命及び身体に著しい危害が生ずると認められる土地の区域
- 一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当する区域

② 警戒避難体制の整備

指定された土砂災害警戒区域において、警戒避難体制を定め、土砂災害に関する情報の伝達方法や避難場所等に関する事項を定める。

次の項目等に留意し、土砂災害警戒区域ごとの警戒避難体制の整備を図る。

- 土砂災害警戒区域を含む自治会や市民に対し、ハザードマップを配布・公表し、市民等に対する土砂災害への危機管理意識の啓発に努める
- 土砂災害警戒区域内の市民を対象に、土砂災害を想定した防災訓練を開催する。土砂災害警戒区域内における要配慮者関連施設の避難の支援は、防災関連機関、福祉関連機関、自主防災組織等との連携の下、要配慮者に関する情報(名簿、連絡体制等)を通常時から把握し、施設ごとに具体的な避難支援計画を整備する
- 土砂災害警戒区域の地形変状を定期的に巡視・点検し、土砂災害の前兆現象の早期発見に努める
- 大雨に関する注意報、警報及び土砂災害警戒情報について、市民に周知するとともに、緊急時に市民の避難を促す伝達手段を整備していく

③ ハザードマップの作成と更新

土砂災害警戒区域の範囲や避難所や避難ルート等、警戒避難体制に関する学習情報を掲載した土砂災害ハザードマップを地域ごとに作成し、市民に情報提供を行う。ハザードマップは適

＜予防・事前対策＞

宜、更新を図るものとする。さらに、市民に対してハザードマップの活用を促進する（「第4編 風水害編－第2部－第2章－第3節－2.－（4）ハザードマップの活用」を準用）。

土砂災害の警戒避難体制に関して、ハザードマップに記載すべき事項は次のものがある。

- 土砂災害警戒区域ならびにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - ・・・土砂災害警戒区域等：土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
 - ・・・自然現象の種類：急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り
- 土砂災害に関する情報の伝達方法・避難場所
- その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項
例）・雨量情報
 - ・土砂災害警戒情報、警戒避難基準雨量（降雨指標値、土壌雨量指数）
 - ・高齢者等避難、避難指示
 - ・土砂災害の特徴・前兆現象
 - ・避難時の心得・携行物
 - ・主要な避難路
 - ・その他

6. 防災都市づくり

「第2編 震災対策編－第2部－第2章－第3節－1. 防災都市づくり」を準用する。

第4節 応急対策

1. 公共施設等の応急対策

「第2編 震災対策編－第2部－第4章－第4節 応急対策」を準用する。

第5節 復旧対策

1. 迅速な災害復旧

「第2編 震災対策編－第2部－第2章－第5節－1. 迅速な災害復旧」を準用する。

第3章 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

第1節 基本方針

「第2編 震災対策編―第2部―第3章―第1節 基本方針」を準用する。

第2節 現状と課題

「第2編 震災対策編―第2部―第3章―第2節 現状と課題」を準用する。

第3節 予防・事前対策

「第2編 震災対策編―第2部―第3章―第3節 予防・事前対策」を準用する。

第4節 応急対策

「第2編 震災対策編―第2部―第3章―第4節 応急対策」を準用する。

第5節 復旧対策

「第2編 震災対策編―第2部―第3章―第5節 復旧対策」を準用する。

第4章 応急対応力の強化

第1節 基本方針

「第2編 震災対策編―第2部―第4章―第1節 基本方針」を準用する。

第2節 現状と課題

「第2編 震災対策編―第2部―第4章―第2節 現状と課題」を準用する。

第3節 予防・事前対策

「第2編 震災対策編―第2部―第4章―第3節 予防・事前対策」を準用するほか、次のとおりとする。

1. 水防機構・水防組織

【市】

(1) 水防機構

水防に係る機構は次のとおりである。

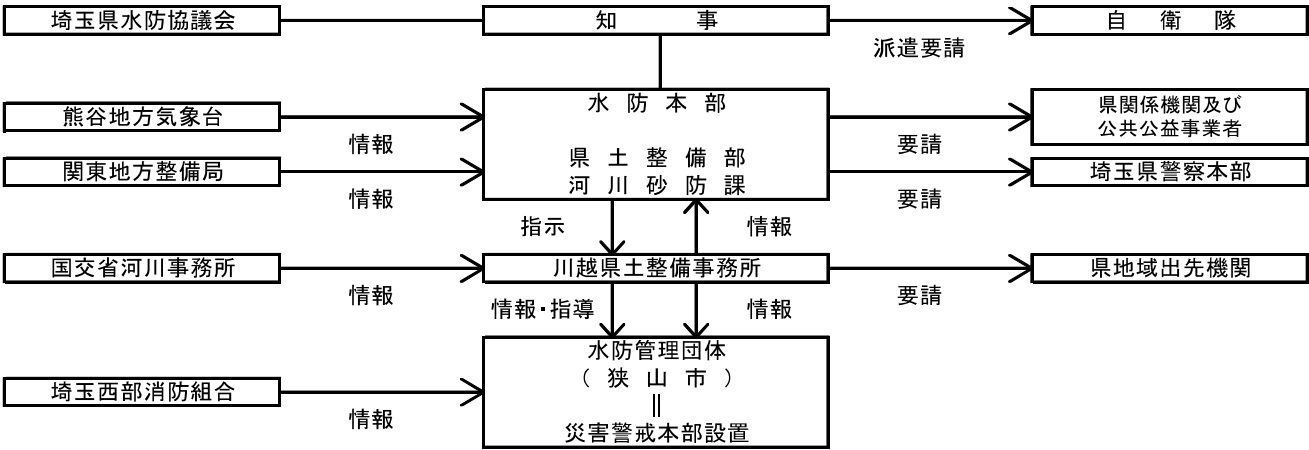


図 2.4.1 水防機構図

2. 県管理区間の重要水防箇所

【危機管理課、川越県土整備事務所】

(1) 重要水防箇所評定基準

重要水防箇所評定基準は、次のとおりである。

表 2.4.1 重要水防箇所評定基準

種別	重要度	
	A (水防上最も重要な区間)	B (水防上重要な区間)
堤防高(流下能力)	堤防余裕高が計画高水位又は既往最大水位に対して、最も危険が予想される箇所	堤防余裕高が計画高水位又は既往最大水位に対して、危険が予想される箇所
堤防断面	堤防断面が上下流に比べ狭く、既往洪水水量に対して、最も危険が予想される箇所	堤防断面が上下流に比べ狭く、既往洪水水量に対して、危険が予想される箇所
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があり、その対策が施工されていない箇所で最も危険が予想される箇所	法崩れ又はすべりの実績があり、その対策が暫定であり、危険が予想される箇所
漏水	堤体から濁水が湧出した実績があり、その対策がされていない箇所	堤体又は堤内地の部分から清水が湧出した実績があり、その対策が暫定の箇所
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所 橋台取付部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ、一部が破損しているが、その対策が未施工の箇所	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所

(2) 市内重要水防箇所

市内重要水防箇所は、次のとおりである。

表 2.4.2 市内重要水防箇所

番号	河川管理者	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	想定される水防工法
			種別	階級		地先名	杆杭位置(K, m)			
入県1	県川越	入間川	法崩れ・すべり	B	右	鵜ノ木	8.1k 8.0k	100	法崩れの実績	シート張り
入県2	県川越	入間川	堤防高	B	左	広瀬東	8.0k 7.5k	500	堤防余裕高不足	積み土のう
入県3	県川越	入間川	堤防高	B	左	広瀬東	7.2k 6.7k	500	堤防余裕高不足	積み土のう
入県4	県川越	入間川	堤防高	A	左	柏原	7.2k 5.7k	1,500	堤防余裕高不足	積み土のう
入県5	県川越	入間川	法崩れ・すべり	B	右	上奥富	5.1k 5.0k	50	法崩れの実績	シート張り
入県6	県川越	入間川	法崩れ・すべり	B	左	柏原	5.1k	50	法崩れの実績	シート張り
不7	県川越	不老川	堤防断面	A	左	南入曽	11.2k 10.8k	400	堤防断面不足	積み土のう
不8	県川越	不老川	堤防断面	A	右	南入曽	11.2k 10.8k	400	堤防断面不足	積み土のう
不9	県川越	不老川	堤防断面	A	左	南入曽	8.7k～60m 8.7k～0m	60	堤防断面不足	積み土のう
不10	県川越	不老川	堤防断面	A	右	南入曽	8.7k～60m 8.7k～0m	60	堤防断面不足	積み土のう
不11	県川越	不老川	堤防断面	A	左	堀兼	6.9k～0m 6.7k～40m	160	堤防断面不足	積み土のう
不12	県川越	不老川	堤防断面	A	左	堀兼	6.5k～40m 6.3k～20m	220	堤防断面不足	積み土のう
不13	県川越	不老川	堤防断面	A	左	堀兼	6.2k～60m 6.0k～80m	180	堤防断面不足	積み土のう
不14	県川越	不老川	堤防断面	A	左	中新田	5.4k～0m 5.3k～10m	90	堤防断面不足	積み土のう
不15	県川越	不老川	堤防断面	A	右	中新田	5.4k～0m 5.3k～10m	90	堤防断面不足	積み土のう

3. 有間ダムとの連携

【危機管理課】

入間川上流域（飯能市分）には、有間ダムが存在し、ダムの水量管理を行っている。このため、入間川の水量を監視する際には、有間ダム管理所、飯能市役所及び埼玉西部消防組合との連絡を緊密に取る。

第4節 応急対策

市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、被災者の救助や被災地の復旧を迅速に行うため、災害対策本部を設置し、他の防災機関と有機的な連携を図りながら、水防区域の監視ならびに警戒、応急活動を実施する。

「第2編 震災対策編－第2部－第4章－第4節 応急対策」を準用するほか、次のとおりとする。

1. 体制

【災害警戒本部】

危機管理課は市内気象の現状と県防災システム等による情報を勘案し、次の手順にて体制を確保する。

(1) 動員体制

① 勤務時間内

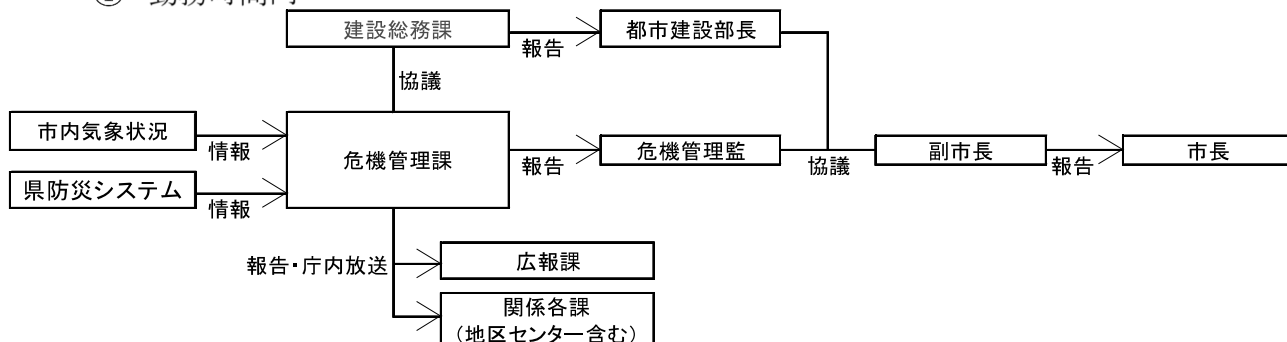


図 2.4.2 動員体制(勤務時間内)

② 勤務時間外

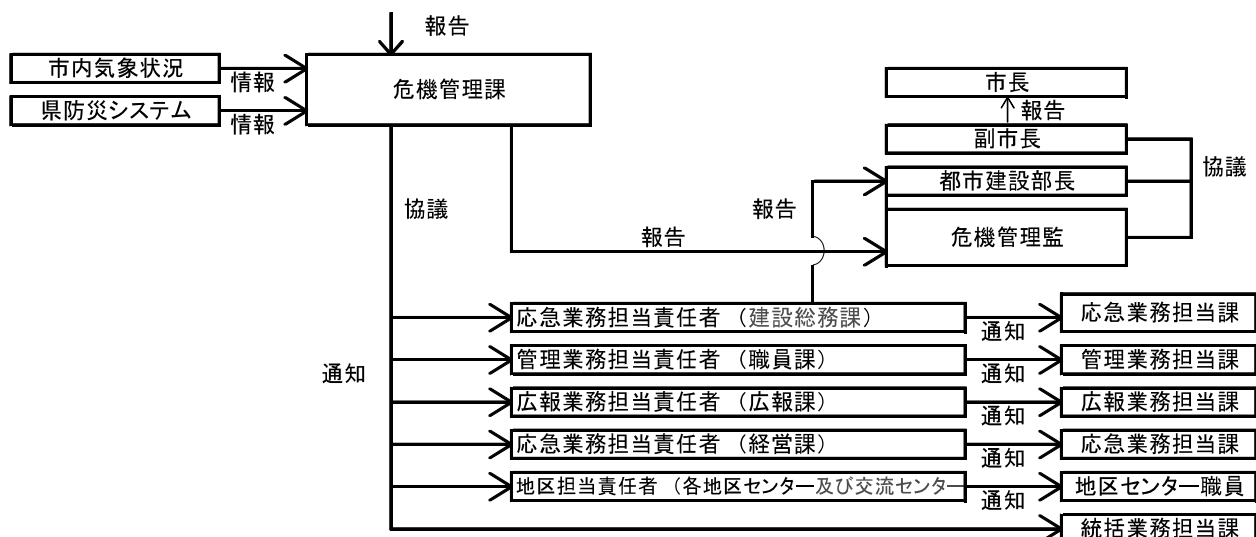


図 2.4.3 動員体制(勤務時間外)

(2) 配備体制

水防に係る組織は、原則として災害警戒本部とし、その系統は次のとおりである。（第2編 震災対策編－第2部－第4章－第4節－3. 災害警戒本部を参照）。

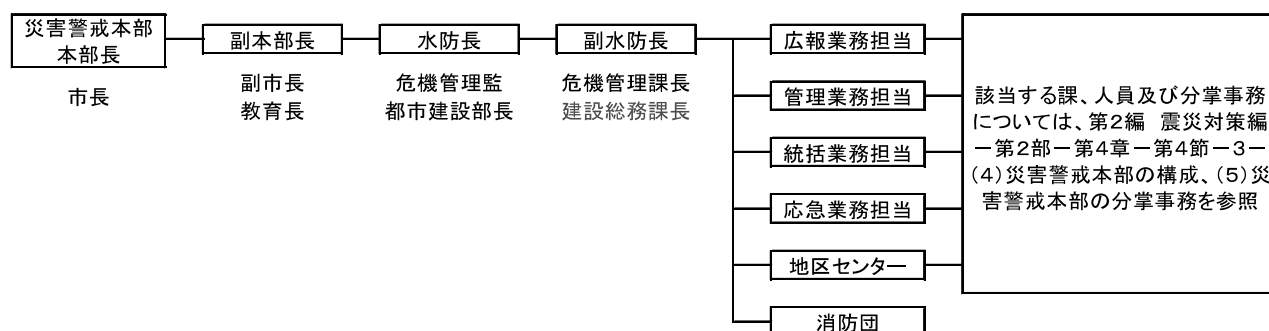


図 2.4.4 配備体制図

(3) 配備基準

災害警戒本部の体制は次の体制があり、発令・解除基準に従い危機対策会議が決定する。

表 2.4.3 水防配備体制の発令・解除基準

種別	発令・解除基準	
災害警戒本部 第1配備体制	発令	● 気象業務法第13条に基づく一般の利用に適合する予報及び警報で大雨警報又は洪水警報が発表されており、今後も継続する見込みがあるとき ● 危機対策会議が必要と認めたとき
	解除	● 第1配備体制から第2配備体制に移ったとき ● 危機対策会議が水防体制を取る必要がなくなつたと認めたとき
災害警戒本部 第2配備体制	発令	● 入間川新富士見橋観測所の水位が避難判断水位に達し、今後も水位の上昇が見込まれるとき ● 土砂災害警戒情報が発表されたとき ● 不老川の入曽調整池が満水になる見込みのとき ● 危機対策会議が必要と認めたとき
	解除	● 災害対策本部が設置されたとき ● 危機対策会議が水防体制を取る必要がなくなつたと認めたとき
災害対策本部	発令	● 市域に甚大な災害が発生し、又は発生するおそれが予測される場合で、危機対策会議が必要と認めた場合
	解除	● 予測された災害の危険が解消したと認められる場合、又は災害応急対策が概ね完了したと認められる場合

(4) 分掌事務

災害警戒本部の分掌事務を次に示す。災害対策本部が設置された場合は「第2編 震災対策編」に準ずる（第2編 震災対策編—第2部—第4章—第4節—4. 災害対策本部を参照）。

表 2.4.4 分掌事務

担当	責任者	Ⅰ		Ⅱ	
		分掌事務	担当課	分掌事務	担当課
広報業務	広報課長	● 市民への情報提供（市公式ホームページ、市公式モバイルサイト等） ● 災害情報に基づく電子地図の加工、発信	広報課	● 他の業務担当への協力 ● 非常体制に移行した場合の部内連絡（庶務担当課）	企画課
管理業務	職員課長	● 庁舎出入口の解錠 ● 庁舎等被害状況の把握 ● 災害警戒本部員の食料の確保 ● 災害警戒本部員の宿泊場所の確保 ● 他の業務担当への協力	財産管理課	● 参集職員の把握と統括業務担当責任者への報告 ● 他の業務担当への協力 ● 非常体制に移行した場合の部内連絡（庶務担当課）	職員課 総務課
統括業務	危機管理課長	● 本部長等との連絡調整 ● 警戒本部会議の資料作成 ● 情報の収集・分析 ● 市民からの電話受付 ● 被災マップの作成 ● 他の業務担当との連絡調整 ● 応援職員の必要性の検討 ● 非常体制への移行検討 ● 他の業務担当への協力 ● 非常体制に移行した場合の部内連絡（庶務担当課）	危機管理課 交通防犯課 自治文化課 市民相談課 福祉政策課	● 情報収集班による地域パトロール ● 他の業務担当への協力 ● 非常体制に移行した場合の部内連絡（庶務担当課）	市民課 市民税課 資産税課 収税課 農業振興課 商業観光課 教育総務課 教育指導課 その他事務局
応急業務	I : 建設総務課長 II : 経営課長	● 土のう等の資機材の確保 ● 市民からの情報に対する応急対応 ● 情報収集班による地域パトロール ● 非常体制に移行した場合の部内連絡（庶務担当課）	建設総務課 開発審査課 建築審査課 道路維持課 公共施設管理課 みどり公園課 都市計画課 道路整備課 市街地整備課	● 市民からの情報に対する応急対応 ● 情報収集班による地域パトロール ● 非常体制に移行した場合の部内連絡（庶務担当課）	経営課 水道施設課 下水道施設課
地区担当	各地区センター長及び交流センター長	● 市民からの電話受付 ● 被災マップの作成	地区センター及び交流センター長	● 非常体制に移行した場合の現地災害対策本部員への連絡	地区センター及び交流センター長

2. 水防活動

【危機管理班、建設総務班、道路維持班、消防団】

水防業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 監視、警戒活動、関係機関への通知

災害警戒本部、応急業務担当は、情報収集班を編成し、河川等の監視及び警戒を厳重にし、現在の被害箇所、その他特に重要な箇所を中心として巡回し、異常を発見した場合は直ちに災害警戒本部に報告する。警戒本部は必要に応じて川越県土整備事務所に報告するとともに、水防作業等を開始する。

(2) 水防資機材の整備、補給

都市建設部及び消防団は、水防資機材の備蓄を計画的に行う。また、水防資機材販売業者を常時把握し、緊急の補給体制を確保する。災害時又は災害が予想される時は、その補給体制に基づき水防資機材を緊急補給する。また、土のう積みの人員が不足した場合等には、災害警戒本部の機能が維持できるだけの必要最小限の人員を残し対応する。

(3) 警戒区域の設定

橋りょうの流失、河川護岸の崩壊及びこれに準ずべき事態が発生し、又は発生すると認められる状況で、人命危機のおそれがある時は、地域関係者に避難のための立ち退きもしくは警戒線を設定し、安全を図るものとする。

また、緊急やむを得ない場合は、区域内の居住者又は現場内にいる者に対して、水防作業に従事させることができる。

3. 救助体制

【危機管理班、建設総務班、道路維持班、埼玉西部消防組合、消防団】

救助体制は、平常時から担当者を定めるとともに、市民部、都市建設部、埼玉西部消防組合が中心となり、かつ連携を密にすることで迅速な対応が可能となる体制を整えている。

救助活動の系統は次のとおりである。

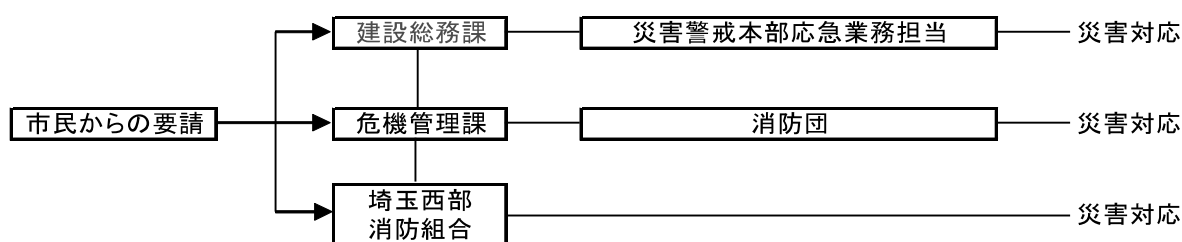


図 2.4.5 救助活動系統図

4. 土砂災害防止

【危機管理班、建設総務班、道路維持班、消防団】

土砂災害に対する情報の収集及び被害への対応を迅速に実施する。

(1) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害の危険度が高まったとき、市が防災活動や市民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、市民の自主避難の判断等にも利用してもらうことを目的として、県と熊谷地方気象台が共同で発表する防災情報である。

県と熊谷地方気象台は、大雨特別警報（土砂災害）、大雨警報（土砂災害）発表中において、気象庁が作成する降雨予想に基づいて発表基準に達したときに土砂災害警戒情報を発表する。土

＜応急対策＞

砂災害警戒情報に関する業務については、「県と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報に関する協定」により措置する。

(2) 市の対応

土砂災害を防止するため、市では次の対策を講じる。

表 2.4.5 土砂災害防止の対応

施策	内容
情報の収集・伝達	- 市は局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努める。この場合、市民の安全に関する情報を最優先に収集、伝達するものとする - 市は土砂災害の発生が予想される場合は、市民ならびにライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行うものとし、特に、具体的に危険が予想される土砂災害警戒区域等の市民等に対しては、戸別伝達に努めるものとする - 市は、土砂災害警戒区域を含む自治会長や要配慮者施設管理者等に対し、土砂災害警戒情報等が発令された場合、県もしくは市町村で把握している時間雨量と累加雨量等の情報をファクス、電話等により伝達する - 市は、提供した情報が警戒避難体制や避難行動に反映されるよう、土砂災害警戒情報や各種情報について、適時適切なタイミングで情報提供を行う
避難指示等の発令	- 市は、市域に土砂災害警戒情報が発表された場合には、土砂災害警戒区域等の状況や気象状況等を合わせて総合的に判断し、避難指示等を発令する - 発令の具体的な基準は、「本編 第7章－第4節－1. 避難の実施 表 2. 7. 4 避難情報の発令基準(土砂災害)」のとおりとする
避難誘導	- 市は、具体的に危険が予想される危険箇所周辺の住民等に対しては、人命の安全を第一とし、迅速かつ沈着な行動をとり、避難するよう具体的な指導を行う - 乳幼児、高齢者、身体障害者等の自力避難が困難な避難行動要支援者については、関係施設の管理者のほか、自主防災組織、近隣居住者の協力を得て、迅速かつ適切な避難誘導に努めるものとする
二次災害の防止	- 市は、二次災害の発生に対処するため、次の事項に留意して必要な措置を講ずるものとする - 降雨等の気象状況の十分な把握、崩壊面及び周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した監視の実施 - 安全が確認されるまで土砂災害警戒区域等周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立ち入り規制等の実施 - 降雨継続時における土砂災害警戒区域等及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置、安全に留意した再崩壊防止措置の実施 - 人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する - 発災後の降雨等による土砂災害の発生防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所等の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や市民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う - 気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、交通規制等被害者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う

第5章 情報収集・伝達体制の整備

第1節 基本方針

「第2編 震災対策編－第2部－第5章－第1節」を準用する。

第2節 現状と課題

「第2編 震災対策編－第2部－第5章－第2節」を準用する。

第3節 予防・事前対策

1. 情報収集・伝達体制の整備

「第2編 震災対策編－第2部－第5章－第3節－2. 情報収集・伝達体制の整備」を準用する。

2. 気象情報等の収集と活用の周知

【危機管理課】

市域の気象情報を迅速かつできるだけ詳細に収集する体制を整備するとともに、早期の市民避難を促すため、避難の判断に必要な気象情報等を周知し、市民の防災意識向上を図る。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">● 気象情報や土砂災害警戒情報など災害から身を守るための情報を市民に周知する● 居住地域で起こり得る災害及びその態様に応じて危険から身を守る行動を普及する |
|--|

第4節 応急対策

特別警報・警報・注意報等の種類及び発表基準、伝達組織ならびに伝達方法を定め、迅速かつ正確に伝達する。

1. 気象予報・警報等情報

【危機管理班】

(1) 注意報もしくは警報

① 特別警報

重大な災害が起こるおそれ著しく大きい旨を警告して行う予報。

② 警報

重大な災害の起こるおそれがある旨を警告して行う予報。

③ 注意報

災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。

(2) 熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等の対象区域

気象特別警報・警報・注意報は、市町村単位（2次細分区域）に区分して発表する。また、特別警報・警報・注意報の発表にあたり、市町村をまとめた地域（6地域）を用いることもある。天気予報は1次細分区分（3区域）に区分して発表する。市は1次細分区分の南部、二次細分区分は南中部に該当する。

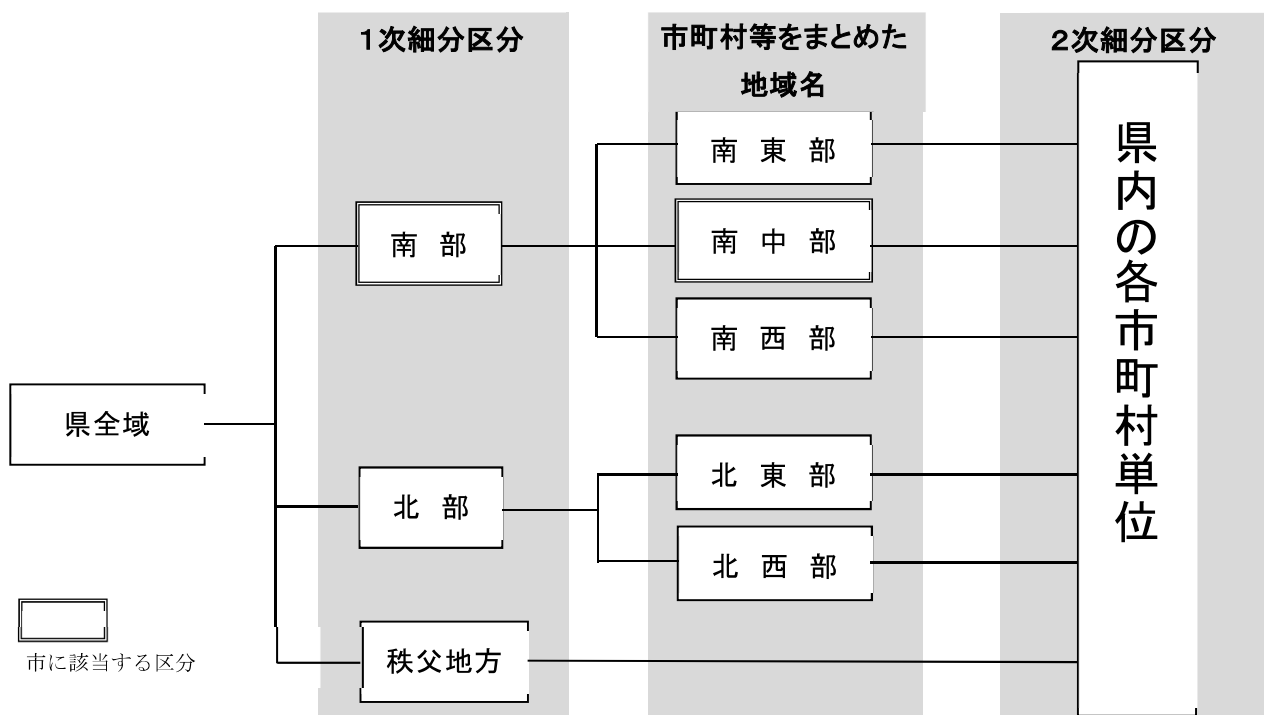


図 2.5.1 予報・警報・特別警報・注意報の細分区域

(3) 特別警報・警報・注意報の種類と発表基準

① 特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報には次の種類がある。

表 2.5.1 特別警報・警報・注意報の種類と概要(高潮・津波除く)

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷	落雷による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	着氷	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	霜	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。

② 特別警報・警報・注意報の発表基準

市における特別警報・警報・注意報の発表基準は次のとおりである。

表 2.5.2 特別警報・警報・注意報の発表基準

特別警報・警報・注意報の種類		基準	
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。	
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合	
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
警報	大雨(浸水害)	表面雨量指数基準	17
	大雨(土砂災害)	土壌雨量指数基準	125
	洪水	流域雨量指数基準	入間川流域=35.3、不老川流域=12.1、久保川流域=7
		複合基準※1	不老川流域=(7, 10.8)、久保川流域=(7, 6.3)
		指定河川洪水予報による基準	—
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm以上
注意報	大雨	表面雨量指数基準	9
		土壌雨量指数基準	86
	洪水	流域雨量指数基準	入間川流域=28.2、不老川流域=9.6、久保川流域=5.6
		複合基準※1	不老川流域=(5, 9.6)、久保川流域=(5, 5.6)
		指定河川洪水予報による基準	—
	強風	平均風速	11m/s
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5cm
	雷	落雷等で被害が予想される場合	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 25% 実効湿度 55%	
	低温	夏期:低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期:最低気温-6 度以下※2	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 4 度以下	
	着氷・着雪	著しい着氷(雪)で被害が予想される場合	
	1 時間雨量	100mm	

※ 1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

※ 2 冬季の気温は熊谷地方気象台の値

(4) その他の気象情報

① 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）をしたときに、府県気象情報の一種として発表する。埼玉県の場合は、1時間100mm。

② 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト（積雲や積乱雲から爆発的に吹き降ろす気流及びこれが地表に衝突して吹き出す破壊的な気流）等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、都道府県単位で発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、都道府県単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(5) 熊谷地方気象台とのホットライン

市は、避難指示等の判断や応急対策の検討などを行うために、必要に応じて気象状況や今後の予想に関して、ホットラインを通じて熊谷地方気象台に照会するものとする。また、熊谷地方気象台は災害が切迫している場合や特別警報が発表された場合は市に連絡する。

(6) 気象予報事業者からの情報

市は、市域に関するより精度の高い気象情報を収集し、応急対策の検討に資するため、気象予報事業者と契約し、情報の提供を受けるものとする。

2. 水位の情報と水防警報

【災害対策本部、川越県土整備事務所、埼玉西部消防組合】

(1) 水位周知

市には水防法及び気象業務法に基づき指定される洪水予報河川は無いが、水防法に基づき、入間川が水位周知河川に指定されている。

水位周知は、県知事が、住民が安全な場所への避難やその準備を行うための目安となる水位「避難判断水位」に達した情報を関係機関等に周知させるためのものであり、本市においては入間川（新富士見橋）観測所の水位をもとに発表される。

(2) 水防警報

水防警報は入間川が洪水によって災害が起こるおそれがあると認められたときに、水防団に活動指針をあたえるために、河川管理者が発表するものである。

入間川（新富士見橋）観測の水位が「水防団待機水位」に達すると、市や水防団（消防団）は体制準備及び出動準備を始める。

表 2.5.3 水位周知・水防警報の基準となる観測所の水位

観測所名	河川名	設置場所	基準水位			
			水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
新富士見橋	入間川	上広瀬 2140-200	A.P.48.40m	A.P.49.10m	A.P.49.23m	A.P.49.69m

< 応急対策 >

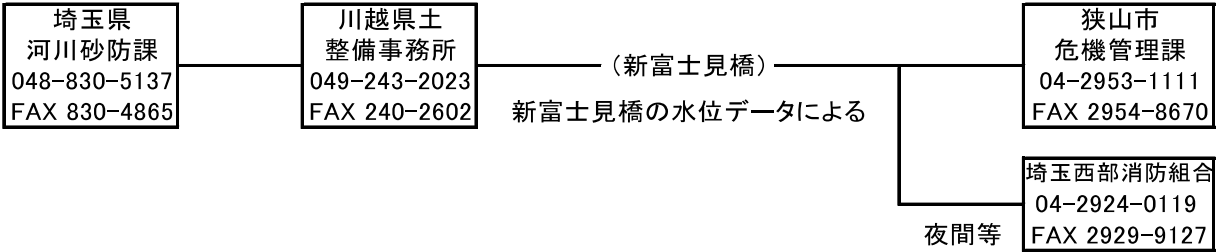


図 2.5.2 県からの水位情報・水防警報伝達系統

表 2.5.4 水防警報の種類と発表基準

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等ならびに河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	はん濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、はん濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水、漏水、法崩れ、亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	はん濫注意情報等により、又は既にはん濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	はん濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

(3) 不老川の水位情報

不老川の水位情報は、県が設置している調節池流入監視システム及び定点カメラにより収集するものとする。

3. 土砂災害警戒情報

【危機管理班】

(1) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は県と気象庁（熊谷地方気象台）が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中において、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったとき、市が避難指示等を発令する際の判断や市民の自主避難の参考となるよう市ごとに発表する。

(2) 発表基準・解除基準

土砂災害警戒情報は次の基準で発表・解除される。

① 発表基準

- 大雨警報（土砂災害）発表中において、降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値をもとに作成した指標が発表基準に達した場合
- 地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられる場合は、県と熊谷地方気象台は「地震等発生時の暫定基準」に基づき、発表する

② 解除基準

- 降雨の実況値をもとに作成した指標が発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合
- 大規模な土砂災害が発生した場合等には、県と熊谷地方気象台が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあるが、降雨の状況、土壌の水の含み具合及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、土砂災害警戒情報を解除することとする

(3) 埼玉県河川砂防情報システム

土砂災害の危険度を検討するにあたり、埼玉県河川砂防情報システムの情報を利用する。

4. 水位・気象情報等の伝達経路

【広報班、危機管理班】

(1) 水位情報の伝達

県は市に入間川水位情報の通知及び周知ならびに水防警報を伝達する。伝達系統は「図 2.5.2 県からの水位情報・水防警報伝達系統」を参照のこと。

(2) 気象警報等の伝達

気象警報等の伝達経路は次のとおりである。

< 応急対策 >

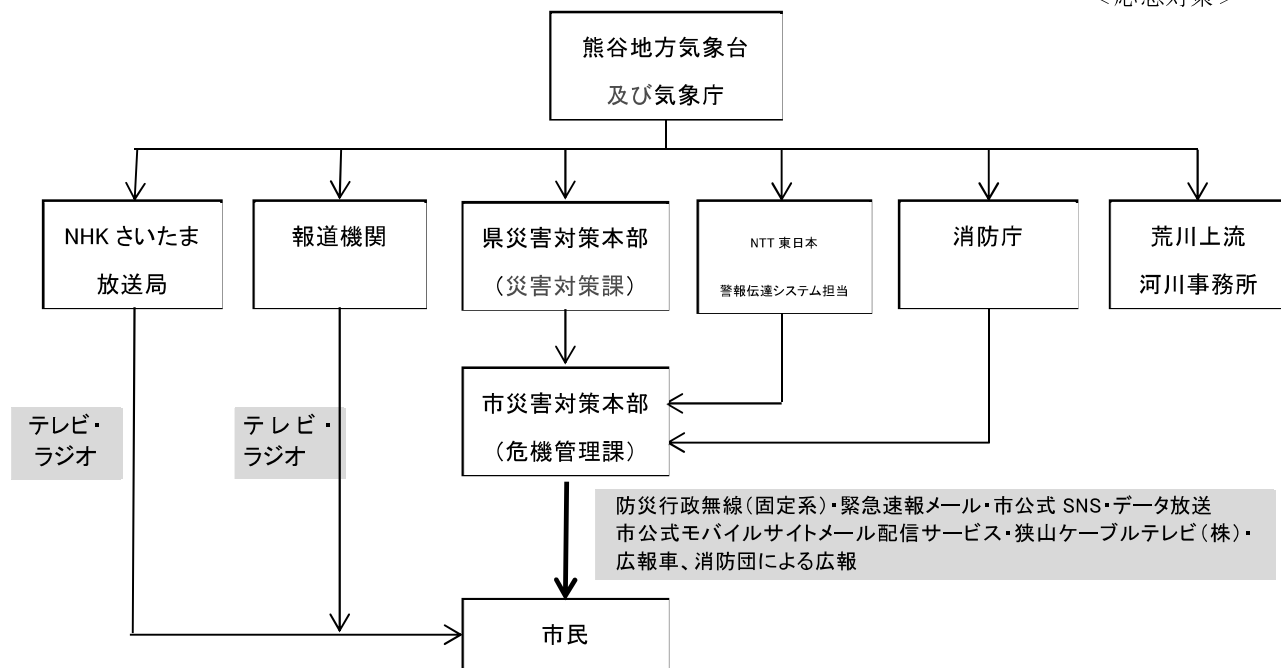


図 2.5.3 気象警報等の伝達経路

(3) 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の伝達経路は次のとおりである。

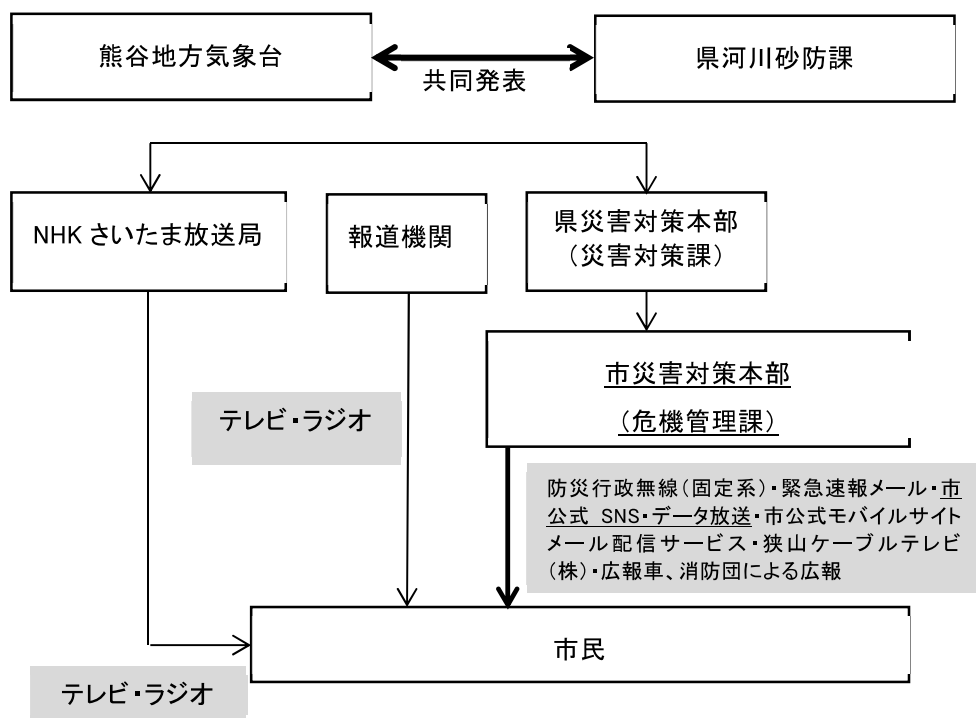


図 2.5.4 土砂災害警戒情報の伝達経路

5. 災害情報の収集・伝達

【広報班、危機管理班、現地災害対策本部、災害警戒本部】

(1) 情報収集体制

情報収集は災害警戒本部の応急業務担当及び統括業務担当が情報収集班を編成し実施することを基本とする。情報収集班は1班が2隊で構成され、交互に出動する。その系統は次のと

<応急対策>

おりである。現地災害対策本部が設置された場合は、現地災害対策本部総務班が地区の情報収集を行う。また、必要に応じて消防団によるパトロールを実施する。

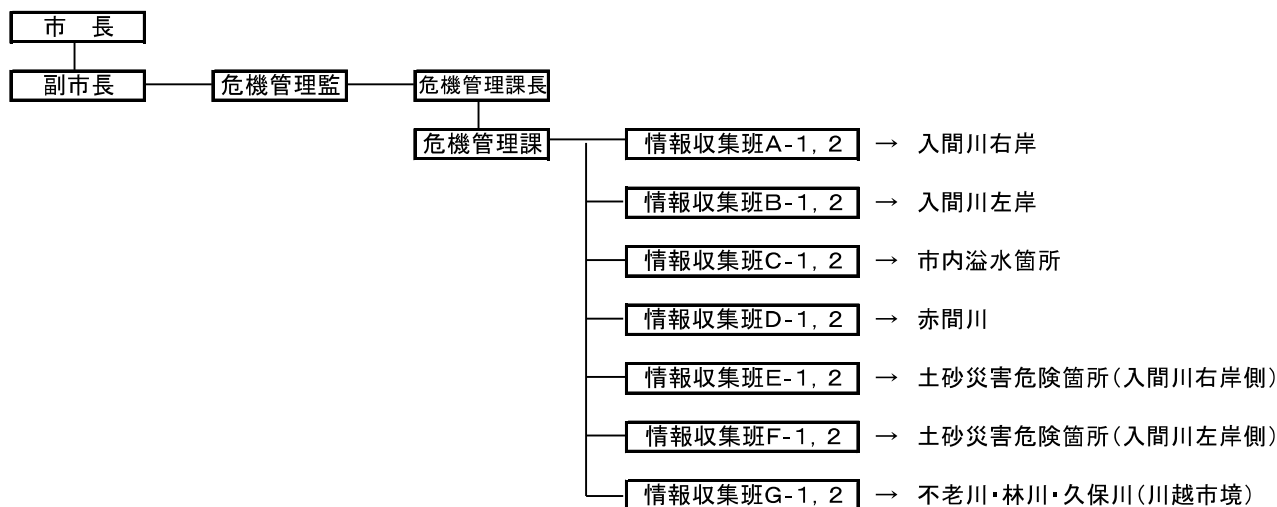


図 2.5.5 情報収集活動系統図

(2) 避難情報等の伝達

避難指示等の情報伝達手段は、以下の手段により伝達するものとする。

- 防災行政無線（聴覚障害者へのFネットによるファクス配信を含む）
- 緊急速報メール（エリアメール）
- 市公式モバイルサイトメール配信サービス
- Lアラート
- 市公式SNS
- 市公式ホームページ
- 市公式モバイルサイト
- データ放送
- 狭山ケーブルテレビ(株)
- 広報車、消防団による現場での広報

なお、それぞれの伝達手段の特徴については、「第2編 震災対策編—第2部—第5章—第4節—3.（2）広報手段」を参照のこと。

【注意事項】

- 避難情報は現地災害対策本部から自治会長へ電話又はファクスでも連絡する
- 避難行動要支援者への情報伝達に関しては、避難行動要支援者名簿やGISを活用するものとする

(3) 広報活動体制

広報活動体制（情報発信体制）は、「第2編 震災対策編—第2部—第5章—第4節—3.（4）災害広報の協力要請」を準用する。

6. 異常な現象発見時の通報

【現地災害対策本部、災害警戒本部、埼玉西部消防組合、消防団】

(1) 発見者の通報

<応急対策>

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官もしくは海上保安官に通報しなければならない（災害対策基本法第54条）。

何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない（同条第2項）。通報を受けた警察官又は海上保安官はその旨を速やかに市長に通報しなければならない（同条第3項）。

(2) 市長の通報及びその方法

前項の通報を受けた市長は、この計画の定めるところにより気象庁その他関係機関に通報しなければならない（同条第4項）。

(3) 土砂災害警戒区域等に関する被害情報の市への連絡

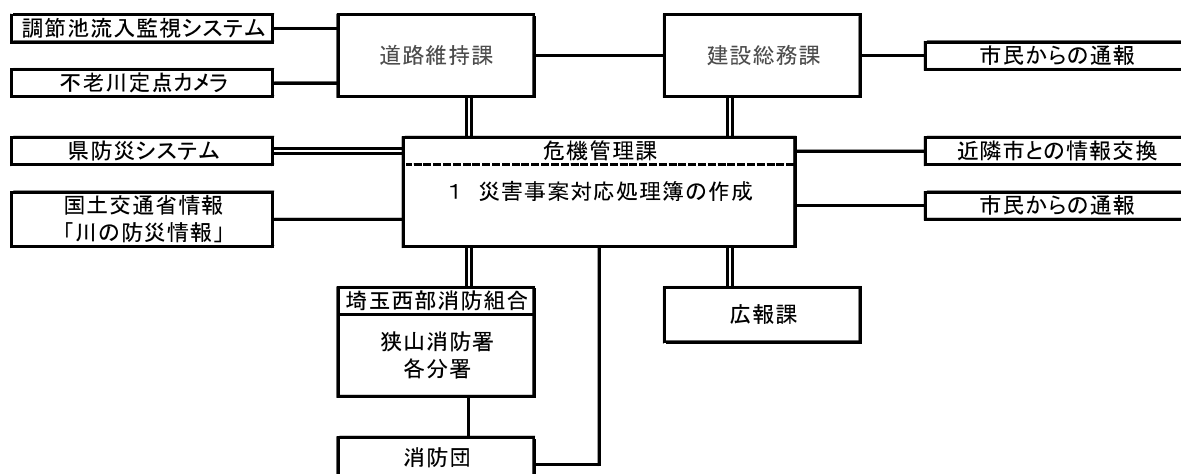
市長は、局地的な降雨の情報把握に努めるとともに、災害警戒本部情報収集班、現地災害対策本部、消防団や消防署を通じて、急傾斜地における崩壊・崩落に対して被害状況の巡視等を行い、被害状況についての情報収集に努める。

また、把握した情報を各関係機関に迅速に伝達する。この場合、市民の安全に関する情報を最優先に収集、伝達する。

7. 情報の共有**【危機管理班】**

災害活動を行う上で、情報を共有することは非常に重要な事項であることから、情報共有システムを構築し、情報の共有化と効率的な災害対応を図る。

情報共有システムの概要は、次のとおりである。



図

2.5.6 情報共有システム図

第6章 医療救護等対策

第1節 基本方針

「第2編 震災対策編—第2部—第6章—第1節」を準用する。

第2節 現状と課題

「第2編 震災対策編—第2部—第6章—第2節」を準用する。

第3節 予防・事前対策

「第2編 震災対策編—第2部—第6章—第3節」を準用する。

第4節 応急対策

「第2編 震災対策編—第2部—第6章—第4節」を準用する。

第5節 復旧対策

「第2編 震災対策編—第2部—第6章—第5節」を準用する。

第7章 避難対策

第1節 基本方針

「第2編 震災対策編—第2部—第8章—第1節」を準用する。

なお、風水害は地震のような突発的な災害ではなく、ある程度予測可能な災害であることから、避難誘導の方法、避難所の運営及び対象者の行動に違いがあることに留意する。

第2節 現状と課題

「第2編 震災対策編—第2部—第8章—第2節」を準用する。

なお、風水害の場合、地震とは異なり屋内施設への避難を基本とするため、屋外の避難場所への避難は行わないものとする。

第3節 予防・事前対策

1. 避難体制の整備

【危機管理課、施設管理者、学校、自主防災組織、自治会】

「第2編 震災対策編—第2部—第8章—第3節—2. 避難体制の整備」を準用するほか、次のとおりとする。

(1) 適切な避難行動の啓発

市は、市民に対して早めの避難を行うことを指導するとともに、土砂災害や洪水時等、二次災害防止のために自宅待機も避難方法の手段であることなどを周知する。

また、やむを得ず、夜間に避難する際の注意情報等も周知する。

(2) 避難計画の策定

市は、高齢者等避難、避難指示について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、また、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日ごろから市民への周知徹底に努めるものとする。

(3) 発災前の避難決定及び市民への情報提供

台風、豪雪、洪水、土砂災害等は、被災までに一定の時間があり、予見性が高い。

市は、熊谷地方気象台など専門機関からの情報に基づき、発災前の早い段階における避難決定や、市民避難に資する情報提供を実施するよう努める。

2. 避難所の確保と指定

原則、「第2編 震災対策編—第2部—第8章—第3節—3. 指定緊急避難場所・指定避難所の選定と確保」を準用するが、風水害に使用できる避難所は次のとおりである。

表 2.7.1 風水害に利用可能な指定避難所

入間川	1	入間川小学校	鵜ノ木5-9	161	○	×	2952-6221	2952-6222
	2	入間川東小学校	入間川2-7-23	138	○	○	2952-3118	2952-3119
	3	富士見小学校	中央4-17-1	138	○	○	2957-9107	2957-9108
	4	入間川中学校	鵜ノ木6-46	180	○	×	2953-3683	2953-3686
	5	中央中学校	入間川1752-1	155	○	○	2959-2277	2959-2263
	6	コミュニティセンター	入間川4-16-4	22	○	○	2953-4007	2900-0451
	7	県立狭山工業高等学校	富士見2-5-1	252	○	○	2957-3141	2950-1010
	8	県立狭山経済高等学校	稲荷山2-6-1	353	○	○	2952-6510	2969-1030
	9	武道館	入間川4-18-21	191	○	○	2935-7035	2935-7030
入曽	1	入間野小学校	大字北入曽980	137	○	○	2958-2718	2958-2719
	2	南小学校	大字水野815-1	175	○	○	2957-9102	2957-9103
	3	山王小学校	大字南入曽55	139	○	○(一部利用不可)※	2957-4857	2957-4864
	4	御狩場小学校	大字北入曽755-4	137	○	○	2957-3421	2957-3422
	5	入間野中学校	大字北入曽1028-1	154	○	○	2959-9311	2959-9528
	6	山王中学校	大字南入曽157	168	○	○	2957-4891	2957-4892
	7	老人福祉センター不老荘	大字南入曽737-1	79	○	×	2957-3502	2957-3686
堀兼	1	堀兼小学校	大字堀兼1234	168	○	○	2959-3343	2959-3398
	2	堀兼中学校	大字堀兼1237	141	○	○	2959-3342	2959-3397
	3	老人福祉センター寿荘	大字加佐志513-2	62	○	○	2959-7241	2959-7378
奥富	1	奥富小学校	大字下奥富1019	167	○	○	2953-7615	2953-7616
	2	サンパーク奥富	大字下奥富2552-1	95	○	×	2969-3809	2969-1881
	3	県立狭山清陵高等学校	大字上奥富34	473	○	○	2953-7161	2959-1032
柏原	1	柏原小学校	柏原1141	166	○	×	2953-5862	2953-5863
	2	柏原中学校	柏原2520-11	171	○	○	2954-5073	2954-5074
	3	老人福祉センター宝荘	柏原612	31	○	○	2952-7777	2952-7815
	4	緑の相談所	柏原622	43	○	○	2952-6131	2952-6132
水富	1	広瀬小学校	広瀬東4-4-1	139	○	○	2953-7610	2953-7611
	2	水富小学校	根岸2-22-1	147	○	○	2952-2265	2952-2396
	3	笹井小学校	大字笹井1700	157	○	○	2954-2290	2954-2291
	4	西中学校	広瀬東3-23-1	203	○	×	2953-7617	2953-7619
	5	県立狭山緑陽高等学校	広瀬東4-3-1	266	○	○	2952-5295	2959-1031
新狭山	1	新狭山小学校	入間川1108	146	○	○	2958-4080	2958-4092
	2	新狭山公民館	新狭山2-17-1	78	○	○	2953-9034	2954-7886
狭山台	1	狭山元気プラザ	狭山台1-21	140	○	○	2968-6885	2959-2785
	2	狭山台小学校	狭山台4-25	139	○	○	2958-6792	2958-6700
	3	狭山台中学校	狭山台4-26	167	○	○	2958-6791	2958-6783

※風水害に一部利用不可としていることについては、大雨等により施設の1階部分が浸水するおそれがある場合、又は浸水した場合に上階へ避難が必要な場合があることを意味しています。

※【避難施設について】

学校及び狭山元気プラザは原則として体育館を避難施設とする。

※【風水害時の使用について】

入間川浸水想定区域内に存する避難所は、原則として風水害時の避難所としては使用しない。

※【収容人数の算出方法】

施設の平面図から避難者を収容できる部分を特定し、その合計面積の7割（残りの3割は通路等の扱い）を有効避難所面積とする。一人当たりの占有面積 3 m^2 として「有効避難面積 $\times 0.7 \div 3$ 」で算出する。

第4節 応急対策

1. 避難の実施

【広報班、危機管理班】

「第2編 震災対策編—第2部—第8章—第4節—1. 避難の実施」を準用するほか、次のとおりとする。

(1) 避難の指示

① 実施責任者

避難のための立ち退き指示ならびに避難所への収容保護は、市長が実施する。

また、法令に基づき次の機関と連携して行う場合もある。

更に、災害の発生により市が避難の指示に係る事務の全部もしくは大部分を行うことができなくなったときには、災害対策基本法第60条第5項の規定に基づき、知事はその事務を代行することができる。

表 2.7.2 避難指示等の実施責任者

実施者	災害の種類	要 件	根拠法令
市長 〔指示〕	災害全般	災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他、災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき	災害対策基本法第60条
警察官 〔指示〕 〔命令〕	災害全般	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき（指 示）	災害対策基本法第61条
		市民の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす恐れのある天災等、危険な事態がある場合（命 令）	警察官職務執行法第4条
海上保安官 〔指示〕	災害全般	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき（指 示）	災害対策基本法第61条
知事、その命を受けた職員又は水防管理者 〔指示〕	洪水	洪水等、氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
知事又はその命を受けた職員 〔指示〕	地滑り	地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
自衛官 〔指示〕	災害全般	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合	自衛隊法第94条

② 避難指示等判断基準（洪水）

河川の洪水に対する避難指示等の発令は、気象予測や河川の状況を含めて総合的に判断して発令するものとする。特に市内で最も大きな河川である入間川については、次の基準を用いるものとする。

表 2.7.3 入間川避難情報の発令基準(洪水)

発令情報	発令基準
高齢者等避難	(1)新富士見橋観測所の水位が避難判断水位(49.23m)に達した場合 (2)漏水等が発見された場合
避難指示	(1)新富士見橋観測所の水位がはん濫危険水位(49.69m)に達した場合 (2)異常な漏水等が発見された場合
緊急安全確保	(1)堤防等から越水・溢水のおそれがある場合 (2)異常な漏水の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 (3)決壊や越流が発生した場合

【注意事項】

- 大雨注意報が発表されている状況で夕刻を迎え、各種気象情報等により翌朝までに大雨が想定される場合は、高齢者等避難の発令を検討する
- 基本的に夜間であっても、躊躇^{ちゅうちよ}することなく避難指示等は発令する

次に不老川については、次の基準を用いるものとする

表 2.7.4 不老川避難情報の発令基準(洪水)

発令情報	発令基準
高齢者等避難	(1)狭山市及び不老川上流部入間市の1時間雨量25mm以上が続く状態で、入曽調節池への流入が始まった場合 (2)1時間雨量が25mm以下であっても、入曽調節池の水量が半分に達した場合

【注意事項】

- 発令基準を満たすことが想定される状況で夕刻を迎え、各種気象情報等により翌朝までに大雨が想定される場合は、高齢者等避難の発令を検討する

③ 避難指示等判断基準(土砂災害)

土砂災害に対する避難指示等の発令は次の基準を参考に、土砂災害警戒情報、今後の気象予測や土砂災害危険箇所の状況を踏まえて総合的に判断して発令するものとする。

表 2.7.5 避難情報の発令基準(土砂災害)

発令情報	発令基準
高齢者等避難	(1) 当市に土砂災害警戒情報が発表されたとき (2) 埼玉県河川砂防防災情報システムの土砂災害危険度における警戒基準線を超過する時刻が2時間後までに超過となったとき
避難指示	(1) 当市に土砂災害警戒情報が発表されたとき (2) 埼玉県河川砂防防災情報システムの土砂災害危険度における警戒基準線を超過する時刻は1時間後までに超過となったとき (3) 近隣で土砂災害前現象(湧水、地下水の濁り、量の変化)が発見されたとき
緊急安全確保	(1) 当市に土砂災害警戒情報が発表されたとき (2) 埼玉県河川砂防防災情報システムの土砂災害危険度における警戒基準線を超過する時刻がすでに超過となったとき (3) 近隣で土砂災害前現象(斜面の崩壊・斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラックの発生)が発見されたとき

【注意事項】

- 大雨注意報が発表されている状況で夕刻を迎え、各種気象情報等により翌朝までに大雨が想定される場合は、高齢者等避難の発令を検討する
- 基本的に夜間であっても、躊躇^{ちゅうちよ}することなく避難指示等は発令する

(2) 情報伝達

① 避難情報等の伝達

避難情報等の伝達は「第2編 震災対策編—第2部—第5章—第4節—3. (2) 広報手段」を準用する。

② 広報活動体制

避難情報等の広報は「第4編 震災対策編—第2部—第5章—第4節—3. (4) 災害広報の協力要請」に基づき実施する。

2. 避難所の開設・運営

「第2編 震災対策編—第2部—第8章—第4節—3. 避難所の開設、4. 避難所の運営」を準用する。

第8章 避難行動要支援者対策

第1節 基本方針

「第2編 震災対策編－第2部－第9章－第1節」を準用する。

第2節 現状と課題

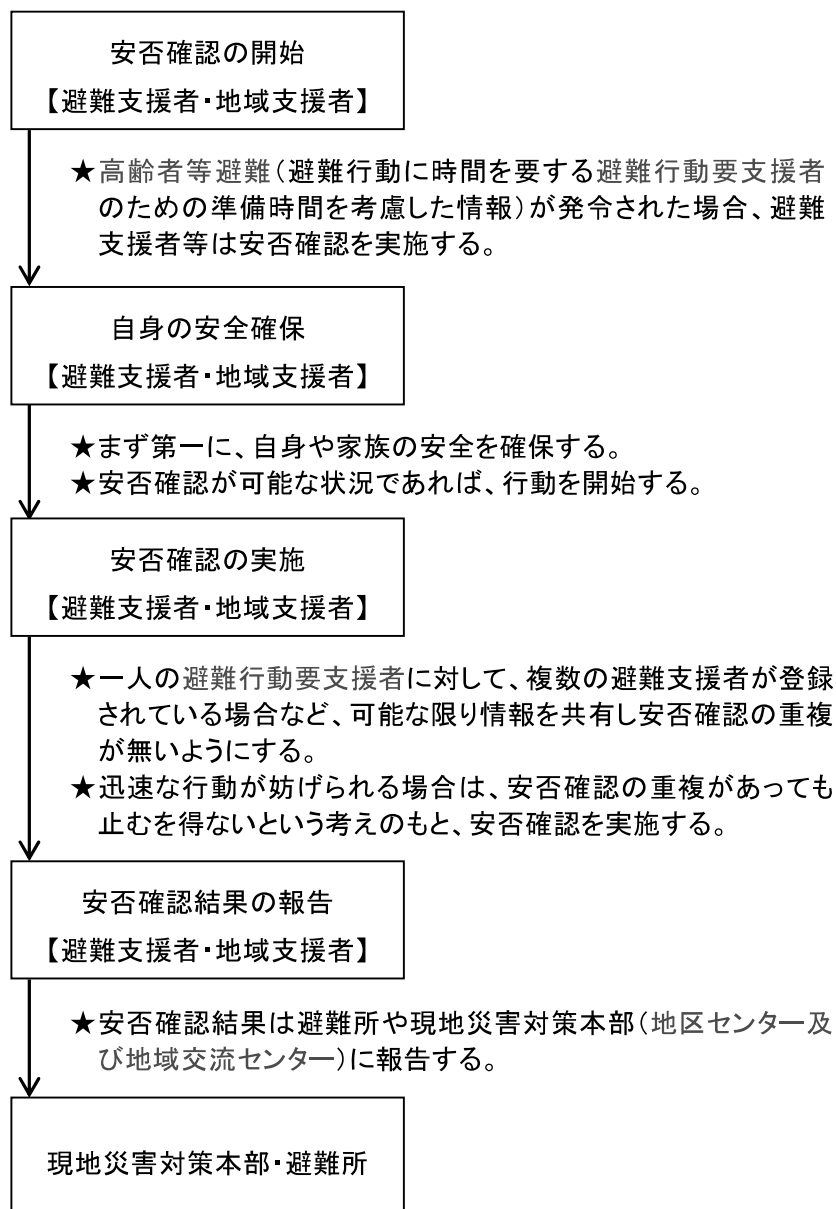
「第2編 震災対策編－第2部－第9章－第2節」を準用する。

第3節 予防・事前対策

「第2編 震災対策編－第2部－第9章－第3節」を準用する。

第4節 応急対策

「第2編 震災対策編－第2部－第9章－第4節」を準用する。
避難行動要支援者の安否確認は次頁の要領で実施する。



※避難所に報告された安否確認結果は、現地災害対策本部避難所班や避難所運営会議の避難行動要支援者支援班を通して、現地災害対策本部へ報告される。

図 2.8.1 安否確認フロー

第9章 物資供給・輸送対策

第1節 基本方針

災害発生時に、市が迅速かつ的確に防災対策を実施するとともに、市民の生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品及び防災用資機材等の備蓄並びに調達、供給の体制を整備する。

また、応急対策活動を効率的に行うため、活動人員や救援物資等の輸送手段を的確に確保する。

さらに物資調達や輸送体制を強化するため、民間企業等との応援協定の締結、物資拠点における非常用電源・通信設備の整備、県の受援計画との連携を図る。

第2節 現状と課題

「第2編 震災対策編－第2部－第10章－第2節」を準用する。

第3節 予防・事前対策

「第2編 震災対策編－第2部－第10章－第3節」を準用する。

第4節 応急対策

「第2編 震災対策編－第2部－第10章－第4節」を準用する。

第10章 市民生活の早期再建

第1節 基本方針

「第2編 震災対策編―第2部―第11章―第1節」を準用する。

第2節 現状と課題

「第2編 震災対策編―第2部―第11章―第2節」を準用する。

第3節 予防・事前対策

「第2編 震災対策編―第2部―第11章―第3節」を準用する。

第4節 応急対策

「第2編 震災対策編―第2部―第11章―第4節」を準用する。

第11章 竜巻・突風等対策

第1節 基本方針

突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻や突風等について、市民への注意喚起を行うとともに市民生活に与える影響を最小限にするための対策を講じる。

本対策では、竜巻と同様、突発的に発生する気象現象であるダウンバーストやガストフロント等の突風についての対策を含むものとする。

- 竜巻の発生や対処に関する知識の普及・啓発に努め、市民に竜巻から身を守る適切な避難行動を理解させる
- 突発的に発生する竜巻被害を最小限に抑えるために、竜巻注意情報やナウキャスト等の気象情報の普及を図り、市民に適切な理解を促す
- 農作物における耐風対策等、被害予防対策を促進する

第2節 現状と課題

1. 竜巻の発生状況と特徴

(1) 竜巻の発生状況

竜巻は上空の寒気により大気の状態が非常に不安定となり、落雷、突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生したときに生じることが多い。国内では年間10～20個程度発生している。季節に関係なく、台風、寒冷前線、低気圧などにもなまって発生するが、台風シーズンの9月ごろに最も多く確認されている。

市内では過去に竜巻による被害は確認されていない。

(2) 竜巻の特徴

竜巻は、その発現時間が数分から数十分と短い。規模は直径数十～数百mであり、数kmにわたりほぼ直線で移動し、被害地域は帯状になる。風速によっては住家の倒壊や自動車が飛ばされる等の大きな被害をもたらす可能性があり、広範囲に飛散物が散乱する。

台風、大雨、大雪等の他の気象災害と比較すると、個人単位でみると、竜巻に遭遇する頻度は低い。

2. 竜巻等の予測

(1) 竜巻注意情報、竜巻発生確度ナウキャスト

気象庁は、竜巻などの激しい突風に関する気象情報として、竜巻注意情報を発表しているほか、竜巻などの激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と1時間先までの予報として、竜巻発生確度ナウキャストを提供している。

これらの情報は、激しい突風をイメージしやすい言葉として「竜巻」を使っているが、ダウンバーストやガストフロントに対する注意も含まれている。

(2) 課題

竜巻や突風は小規模な気象現象であり、予測が難しいことから、竜巻注意情報、竜巻発生確度ナウキャストの的中率及び予測精度は低い。

第3節 予防・事前対策

1. 竜巻の発生、対処に関する知識の普及

【危機管理課、市民、施設管理者】

竜巻や突風は局所的・突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難であるため、人的被害を防ぐためには、各個人が竜巻等に関する正しい知識を持ち、竜巻等に遭遇した場合の的確な身の守り方を会得しておく必要がある。

表 2.11.1 竜巻の発生、対処に関する具体的な取組内容

担当	具体的な施策
市	● 市は、竜巻の発生メカニズムや対処方法について、職員への研修や市民への普及啓発を行う
市民	● 竜巻発生メカニズムや竜巻の特徴を理解し、日頃から竜巻へ備える ● 竜巻から身を守る適切な避難行動を理解する
施設管理者	● 安全管理体制の充実を図る ● 頑丈な建物への避難 ● 窓やカーテンを閉め、窓ガラスから離れる ● 壁に囲まれたトイレなどに逃げ込む ● 丈夫な机やテーブルの下に入るなど、身を小さくして頭を守る ● 避難時は飛来物に注意する

【参考】 具体的な対応例（竜巻等突風対策局長級会議報告 H24年8月15日）

（A）竜巻注意情報発表時、（B）積乱雲の近づく兆しを察知した時、（C）竜巻の接近を認知した時には、下記に示したそれぞれの状況に対応した対処行動例を参考に、適切な行動をとる。

表 2.11.2 具体的な対応例(参考)

状況の時系列的変化	対処行動例
(A)竜巻注意情報発表時	● 空の変化(積乱雲が近づく兆し)に注意する ● 竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ(5～10分程度ごと)に確認する ● 安全確保に時間を要する場合(人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子ども・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業)は万一来るに備え、早めの避難開始を心がける
(B)積乱雲が近づく兆しを察知したとき (積乱雲が近づく兆し) 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等	● 野外の場合、頑丈な建物など安全な場所に移動する ● 屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなどを閉める
(C)竜巻の接近を認知したとき (竜巻接近時の特徴) ① 雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる ② 飛散物が筒状に舞い上がる ③ 竜巻が間近に迫った特徴 (ゴーというジェット機のようなごう音) ④ 耳に異常を感じるほどの気圧の変化等を認知したとき なお、夜間で雲の様子がわからないとき、屋内で外が見えないときは③及び④の特徴により認知する。	竜巻を見続けることなく、直ちに次の行動をとる (屋内) ● 窓から離れる ● 窓の無い部屋等へ移動する ● 部屋の隅・ドア・外壁から離れる ● 地下室か最下階へ移動する ● 頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る (屋外) ● 近くの頑丈な建物に移動する ● 頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守るような物陰に身を隠し、頭を抱えてうずくまる ● 強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうずくまる

出典：気象庁資料をもとに作成

H26年 埼玉県地域防災計画から抜粋

2. 被害予防対策

【危機管理課、農業振興課、学校、市民】

竜巻や突風は発生予測が難しく、かつどこでも発生の可能性があることから、広く市民等に対して被害の予防対策の普及を図る。

表 2.11.3 被害予防の具体的な取組内容

担当	具体的な施策
市	● 竜巻被害の予防対策の普及 ● 農作物における耐風対策
学校	● ガラス飛散防止対策
市民	● ガラス飛散防止フィルム等による窓ガラスの破損防止 ● 屋内における退避場所の確保

3. 竜巻等突風対処体制の確立

【危機管理課】

竜巻、突風等が発生又は発生の可能性が高まった際の対処や連絡体制を整備し、被害の防止に役立てる。

4. 情報収集・伝達体制の整備

【危機管理課、地区センター及び地域交流センター】

市は、竜巻の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻の特徴を踏まえ、発表時ならびに竜巻発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整しておく。

表 2.11.4 被害予防の具体的な取組内容

担当	取組内容	具体的な施策
市	市民への情報伝達	● 防災行政無線、市公式モバイルサイトメール配信サービスなど、有効で時宜を逸しない方法により、市民へ情報を伝達する
	目撃情報の活用	● 各地区センター及び地域交流センターの職員から、竜巻等突風の目撃情報を収集し、即時性の高い警戒情報の発信に生かす

第4節 応急対策

1. 情報伝達

【広報班・危機管理班】

竜巻・突風等が発生又は発生の可能性が高まった際、市民に対して適切な対処を促すための情報を伝達する。

担当	具体的な施策
市	- 市は、市民が竜巻等突風から身の安全を守るため、市民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動をとるために必要な情報を迅速に発信する - 市は、市民の適切な対処行動を支援するため、市民に適切な情報伝達を行うことが重要である。その際は、可能な範囲で、市民が対処行動をとりやすいよう市独自の情報の付加等を行う

【参考】市町村単位での情報の付加に係る参考

(竜巻等突風対策局長級会議報告 H24年8月15日)

(1) 「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報発表時における対応

【竜巻に関する情報・状況の確認】

- 「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報が発表された場合には、気象の変化及び竜巻注意情報等のその後の防災気象情報の発表について注意する
- なお、竜巻注意情報の前に発表される気象情報及び雷注意報において、「竜巻」の注意喚起を含む情報が発表された場合は、大気の状態が不安定で、竜巻等突風のみならず、落雷、降ひょう、急な強い降雨等が発生する可能性がある

(2) 竜巻注意情報発表時における対応

【竜巻に関する情報・状況の確認】

- 竜巻注意情報が当該市町村の属する都道府県に発表された場合、気象の変化に注意するとともに、竜巻発生確度ナウキャストを確認する
- 気象の変化については、空を見て、空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等の積乱雲が近づく兆しがないか、注意する。強い降水域の接近については気象レーダー画像で確認できる
- 竜巻発生確度ナウキャストを用い、当該市町村が、実況及び予測で発生確度2、発生確度1、発生確度表示なしのいずれの状況なのか確認する。なお、竜巻発生確度ナウキャストは、10 km格子単位の表示であるため、当該市町村が発生確度1又は2の範囲に含まれているかどうかは目視により判断する

【情報伝達】

- 多くの人が集まったり、安全確保に時間を要したりする学校、社会福祉施設、集客施設等の管理者等へ既存の連絡体制や同報メール、同報ファクスを用いて情報伝達を行う

< 応急対策 >

(3) 当該市町村内において気象の変化が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2の範囲に入ったときにおける対応

【情報伝達】

- 市内において、気象の変化(「空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す」等の積乱雲が近づく兆し)が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで当該市町村が発生確度2の範囲に入った場合に、住民に対して防災行政無線の広報手段等を用いて情報伝達を行う
- 情報伝達の内容としては、竜巻等突風への注意喚起(竜巻注意情報が発表された、気象の変化が見られた等)、及び市民の対処行動の2点がある。以下に情報伝達の例文を示す

【例文】

現在、竜巻注意情報が発表され、市内において、竜巻などの突風が発生する可能性が高くなっています。雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください

(4) 当該市町村内において竜巻が発生したときにおける対応

【情報伝達】

- 市内及びその周辺において竜巻の発生したことを市が確認した場合は、防災行政無線等を用いて住民へ情報伝達を行う
- 情報伝達の内容としては、竜巻が発生した旨、及び市民の対処行動の2点がある。以下に情報伝達の例文を示す

(5) 【例文】

先ほど、市内に竜巻が発生したようです。大粒の雨が降り出す、雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。竜巻が接近するのを確認した場合には、直ちに窓の無い部屋等へ移動し、低くかがんで頭と首を守るなど、安全確保に努めてください

H26年 埼玉県地域防災計画から抜粋

2. 救助の適切な実施

被害の規模に応じて避難所の開設等、適切な救助を実施する。

「第2編 震災対策編—第2部—第11章—第4節—1. 災害救助法の適用」を準用する。

3. がれき処理

竜巻・突風等により生じたがれきを迅速に処理し、早期の生活再建につなげる。

「第2編 震災対策編—第2部—第11章—第4節—5. がれき処理等廃棄物対策」を準用する。

4. 避難所の開設・運営

竜巻・突風等の被災者に対し、避難所を開設し、迅速に収容する。

「第2編 震災対策編—第2部—第8章—第4節—3. 避難所の開設、4. 避難所の運営」を準用する。

5. 応急住宅対策

「第2編 震災対策編—第2部—第11章—第4節—7. 応急住宅対策」を準用する。

第5節 復旧対策

1. 被害認定の適切な実施

竜巻・突風等による被害認定を適切に行い、市民の早期の生活再建に向けた取組を進める。
「第2編 震災対策編－第2部－第11章－第4節－3.罹災証明書の発行」を準用する。

2. 被災者支援

被災者支援メニューを整備するなど、早期の生活再建に向けた取組を進める。
「第2編 震災対策編－第2部－第11章－第5節－1.生活再建等の支援」を準用する。

第12章 雪害対策

本市は比較的温暖な太平洋側気候に位置するため、冬季の降水量は少なく、降雪による大きな被害が生じることは稀であるが、南岸低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響で、降雪となることもある。

平成26年には関東地方でも寒気の張り出しと発達した低気圧により、記録的な大雪となり、被害が生じた。

この大雪被害では、市内の道路インフラが麻痺し、物輸や人輸に大きな影響を及ぼした。さらに、路面凍結による転倒被害など、人的な被害も発生した。

第1節 基本方針

大雪により発生する積雪災害（交通途絶等）、雪圧災害（構造物破壊、農作物損耗）、吹雪災害（列車事故等）が、市民生活に与える影響を最小限に抑えるための対策を講じる。

市では次の施策を基本として対策を講じる。

- 自助・共助・公助の考え方にに基づき、市民が行う雪害対策として、雪害に対応する防災用資機材備蓄の推進や、不要不急の外出を控えるなどの行動原則の周知を行う
- 県や関係機関との連携を密にし、気象情報や交通情報等の共有を強化する
- 優先除雪道路を定め、道路交通の安全確保を図る
- 除雪作業に関して、業者等と協定を締結するとともに、雪捨て場を指定する

第2節 現状と課題

H26年2月の大雪災害では次のような問題が生じた。

1. 除雪

通行止めや除雪が追いつかないなどにより、国道16号等の幹線道路が渋滞するなどの影響が生じた。

幹線道路の通行止めや除雪に関して、市は県や国、警察等の関係機関と情報を共有化し、情報伝達体制や除雪体制等の整備を進める必要がある。

市民は近隣住民や自治会と連携し、協力して除雪を行い、事前に除雪装備を備蓄しておく必要がある。

2. 家屋等の被害

市内各所で、雪の重みによる、カーポートの変形や農業用鉄骨ハウス等の倒壊がみられた。被害を最小限にするために、建物の耐震化を進めるとともに、雪が建物等に及ぼす影響を事前に周知し、注意喚起を行う必要がある。

第3節 予防・事前対策

1. 市民が行う雪害対策

【危機管理課、市民】

大雪災害では、行政機関は切迫性の高い緊急事態（なだれ事故や立ち往生車両に伴う人命救助等）から優先的に対応することとなる。また、除雪の進捗や融雪により深刻な被害を免れることもあるため、市民自らが一定期間を耐えるための備蓄や家屋等の耐雪化を進めるとともに、除雪や自家用車運転時に二次災害を生まない行動をすることが重要である。

そこで、自分の身は自分で守るという自助の観点から、市民は飲料水や食料等の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がける。

(1) 自助の取組

市は、市民に対して次の項目について指導、周知する。

- 食料、飲料水、燃料、生活必需品の備蓄（7日間分を目標）の奨励
- 家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化の推奨
- 除雪における近隣住民や自治会との協力等、市民が担うべき雪害対策の重要性の啓発

(2) 市民との協力体制の確立

積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには市民、事業者等の自主的な取組及び防災活動への協力が不可欠である。市は、大雪時の路上駐車禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、普及啓発及び広報に努めるものとする。

2. 情報通信体制の充実強化

【危機管理課、市民】

(1) 気象情報等の収集・伝達体制の整備

市は県と連携し、降雪・積雪に係る気象情報等を収集し、関係機関に伝達する体制を整備する。気象情報等の収集、伝達は「第4編－第2部－第5章－第4節 応急対策」を準用する。

(2) 市民への伝達及び事前の周知

市は県及び熊谷地方气象台と連携し、市民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動がとれるよう、降雪・積雪に係る気象情報を市民に伝達する体制を整えとともに、気象情報の取得方法や活用方法についてあらかじめ市民への周知に努める

また、市民は、最新の気象情報の取得方法を身につけ、雪害予防又は大雪時の適切な対処行動に活用できるようにする。

3. 雪害における応急対応力の強化

【危機管理課、建設総務課、道路維持課】

(1) 大雪対応事前行動計画の作成・共有

大雪災害に対応するため、市は、県が作成する大雪対応事前行動計画を共有する。

(2) 防災用資機材等の確保及び防災関係機関との連携強化

市は、必要な防災資機材等を計画的に整備充実するとともに、他の防災関係機関との連携を強化し、応急活動における相互協力の向上に努める。

4. 避難所の確保

市は施設の耐震性等を考慮し、避難所をあらかじめ指定する。

避難所は「第2編 震災対策編－第2部－第8章－第3節－3. 指定緊急避難場所、指定避難所の選定と確保」を準用する。

5. 建築物の雪害予防

【施設管理者】

(1) 建築物被害を軽減させるための措置

市は、庁舎や学校など防災活動の拠点施設、劇場・駅など不特定多数の者が利用する施設、社会福祉施設や医療施設等の要配慮者に関わる施設については、雪害に対する安全性の確保に配慮する。

① 新設施設等の耐雪構造化

施設設置者又は管理者は、新築又は増改築に当たっては、建築基準法に基づき、積雪実績を踏まえた耐雪性の確保を図るものとする。

② 老朽施設の点検及び補修

施設管理者は、毎年降積雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修又は補強を行う。

6. 道路交通対策

【危機管理課】

市は県や国等との関係機関と連携を強化し、国道・県道・市道の順に、除雪による道路交通の確保及び市民への道路交通情報等の周知を図る。

(1) 除雪による道路交通の確保

市は、通常時の除雪作業のみならず、対応が困難となる大雪に対して、道路交通の確保を図るため、除雪対応の基本方針を定め、効率的な除雪に努める。

① 市道の除雪

市道における優先除雪道路は、坂道や橋のある主要幹線道路や、国及び県が定める優先除雪道路を基に病院・警察・消防署・駅を結ぶ市道とする。なお、狭山市優先除雪道路図は資料編P.225を参照のこと。

② 私道の除雪

私道は、私道の管理者及び使用者等で協力し、除雪を行うものとする。

③ 融雪剤・砂等の備蓄

市は、大雪時の道路交通を確保し、除雪後の積雪の抑制やスリップ事故防止のために、融雪剤や砂等を備蓄する。

④ 排雪の実施

優先除雪道路において、除雪された雪が道路交通に支障をきたしていると認められた場合には、市は排雪を実施する。

(2) 関係機関との連携強化

市は降雪・積雪情報や除雪情報を共有するため、県や国等との連絡体制をあらかじめ確立する。

7. 鉄道等交通対策

【西武鉄道(株)、西武バス(株)】

公共交通を確保するため、交通事業者及び鉄道事業者は、融雪用資機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車等の運転計画及び要員の確保等について充実を図る。

また、運転見合わせ等が見込まれる場合、交通事業者及び鉄道事業者は、市や県と連携しながら広く市民に周知する。

8. ライフラインにおける雪害対策の推進

【ライフライン事業者】

ライフライン施設の管理者は、降積雪期におけるライフライン機能の継続を確保するため、必要な防災体制の整備を図るとともに、施設の耐雪化・凍結防止について計画的に整備する。

＜予防・事前対策＞

ライフライン事業者は、大雪による被害の状況、応急対策の実施状況を迅速かつ的確に収集し、利用者、関係機関等に対し迅速かつ的確に情報提供できるよう、連携体制の強化を図るものとする。

9. 農作物等への被害軽減対策

【農業振興課】

積雪に耐えうる低コスト耐候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を図るよう推進する。

第4節 応急対策

1. 応急活動体制の施行

【危機管理班】

(1) 初動期の人員確保

市は、体制配備に当たっては、気象注警報の発令状況を参考にしながら、時期を逸せず実施する。体制配備の際は、職員参集システム等により迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。

2. 情報の収集・伝達・広報

【広報班、危機管理班】

(1) 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等

「第4編 風水害対策編—第2部—第5章—第4節—1. 気象予報・警報等情報」を準用する。

(2) 積雪に関する被害情報の伝達

市は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的信息も含め、防災情報システム等により、把握できた範囲から遅滞なく県に報告する。

(3) 市民への情報発信

気象庁が県内を対象として大雪に関する気象情報を発表した場合、市は降雪状況及び積雪の予報等について市民等へ周知する。

市は、市民の適切な行動を促すため、積雪に関する情報のほか除雪に係る情報も積極的に発信するとともに、救助や救援活動などの県や警察本部、自衛隊等の対応状況についても一元的に広報する。

市民に対する情報の周知方法は「第4編 風水害対策編—第2部—第5章—第4節—5. 災害情報の収集・伝達」を準用する。

(4) 雪害に伴い取るべき行動の周知

市は、大量の積雪が見込まれる時にとるべき行動を、市民に周知する。

- 不要不急の外出は極力避ける
- 外出の際は、滑りにくい靴を着用するなど歩行中の転倒に注意する
- 道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意する
- 交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動する
- 自動車が立ち往生した場合に車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならないようにする
- 安全確保に留意した上で、自宅周辺の除雪を行う
- 除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや転倒及び屋根雪の落下に注意する

3. 道路機能の確保

【交通防犯班、道路管理者】

市は、異常な積雪時には県や関係機関と互いに連携し、国県道にアクセスする優先除雪道路において通行に支障をきたしやすい坂道、橋及び市民の命を緊急的、直接的に救助する施設（病院等）を結ぶ路線の通行確保を優先的に取り組む。

(1) 効率的な除雪

異常な積雪時には、あらかじめ定めた優先除雪道路の交通確保を最優先とし、機械及び人員を集中的に動員して除雪を行う。

降雪状況に合わせ、事前規制の実施や地域や路線の特性に合わせた交通規制を検討する。

市は、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、県や狭山警察署と緊密な連携の下、交通の安全確保、除雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。また、交通の規制が必要なときは、緊急交通規制の実施を要請する。

(2) 除雪の応援

市は、自らの除雪の実施が困難な場合、他の市町村又は県に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。

除雪応援の受入れに当たっては、現場での情報共有、連絡体制などの受援体制を整えとともに、夜間休息時の除雪車両等の駐車場所やオペレータ等の宿泊施設の確保について配慮する。

(3) 災害対策基本法に基づく車の移動

平成23年の東日本大震災や平成26年の大雪被害を受けて、平成26年に災害対策基本法が改正され、災害対策基本法第76条の6（災害時における車両の移動等）において、発災時に緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は区間を指定し車両等の移動を実施することが可能となった。

車両の移動の可否や車両の移動を実施する場合の留意点は次のものとする。

- 道路における車両の通行が停止又は停滞し、車両やその他の物件が緊急通行車両の通行の妨げになる場合、現場の判断で車両の移動を行うことができる
- 道路啓開作業の支障となる運転者に対して、災害対策基本法に基づく措置であることを説明し、車両等の移動先を指示し車両を移動させるが、指示に従わない場合や、パンク、故障等で自走できない場合は、道路管理者による車両の移動を行う旨を運転者等に通知するとともに、車両等への移動理由の掲示等、所定の手続きを行い移動を行う
- 運転者等の不在や、何らかの理由で車両から離れている場合は、拡声器等で呼びかけを継続するが、車両等への移動理由の掲示等、所定の手続きを行い移動を行う
- 車両等の移動の際には、現場の判断でやむを得ない限度で車両等を破損させることができることとなっており、破損の形態としては、ロックやサイドブレーキを外すために窓ガラスを破壊、重機で車両を持ち上げる際の擦り傷や凹み、駆動系や制御系の損傷、段積みによる破損等が想定される
- 窓ガラスを破壊した場合等、破損箇所をシート等の簡便な方法でふさぐ等、可能な範囲で損傷が拡大しないような措置も必要である
- 車両等の移動方法は、現場の職員及び民間事業者が判断するものとするが、重大な損傷を伴う場合や、判断に迷う場合には、適宜、道路管理者に相談して実施するものとする

4. 警備・交通規制

【交通防犯班、狭山警察署、道路管理者】

(1) 警備

「第2編 震災対策編—第2部—第4章—第4節—9. 警備活動」を準用する。

(2) 交通規制**① 緊急交通規制**

気象状況や積雪量、路面等交通の危険状況に応じて、交通規制を実施する。

<応急対策>

② 除雪作業に伴う交通整理と交通規制

市は、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、狭山警察署に対し、緊急交通規制の実施を要請する。要請を受けた狭山警察署は、必要な交通規制を実施するとともに、緊急を要する場合は、既存規制の一部解除を実施する。

5. 救出・救助

【災害対策本部、埼玉西部消防組合】

異常な積雪により立ち往生した自動車や建物内閉じ込めなど、危険地帯における救助要請等は、その緊急性を考慮しながら、関係機関との緊密な連携の上、速やかに実施する。

なお、避難行動要支援者の安否確認については、震災対策編に準じるものとする。

6. 避難所・一時滞在施設の開設・運営

【災害対策本部】

大量の積雪による建築物の倒壊により、住家を失った市民や、交通途絶により帰宅困難になり市内に滞留する者を対象に、市は避難所や一時滞在施設を開設・運営する。気象情報や地域特性等を踏まえ、必要に応じて被災前の予防的な避難所や一時滞在施設の開設も検討する。

避難所の開設・運営は「第2編 震災対策編—第2部—第8章—第4節—3. 避難所の開設、4. 避難所の運営」を、一時滞在施設の開設・運営は「第2編 震災対策編—第2部—第7章—第4節—2. 一時滞在施設の開設・運営」をそれぞれ準用する。

7. 医療救護等

【災害対策本部】

積雪に伴う負傷及び長期の交通途絶による慢性病の悪化などに対処するため、医療救護活動を実施する。

また、透析患者などの要配慮者に対し、医療機関情報や緊急時連絡先等、必要な医療情報を提供する。

なお、救急搬送に当たっては、防災関係機関や医療施設が相互に連携し、迅速な搬送を実施する。

「第2編 震災対策編—第2部—第6章—第4節 応急対策」を準用する。

8. ライフラインの確保

【ライフライン事業者】

ライフライン事業者は、なだれ、冠雪、着雪、凍結等による設備の機能停止・故障・損壊等を速やかに把握し、復旧に係る措置を講ずる。

ライフライン事業者は、応急対策の実施に当たり、災害対応の円滑化や県民生活の速やかな復旧を目指し、他の機関と連携するものとする。

市は、ライフライン事業者等が応急対策に必要な情報（被災情報、除雪状況、なだれ等の危険性が高い区域、通行可能な道路等）や活動スペース等について、ライフライン事業者等に提供又は貸し出すことにより、その復旧作業を支援する。

9. 地域における除雪協力

【危機管理班、市民】

除雪は、原則として土地所有者又は管理者が行うものであり、民有地内の除雪は、各家庭又は各事業者による対応が原則である。

しかし、異常な積雪時には、高齢者世帯など自身による除雪が困難な者や通学路や利用者の多い交通安全上重要な歩道については、地域住民が地域コミュニティの協力を得て除雪を進め、二次災害の防止に努める。なお、独居高齢者世帯等への支援については避難行動要支援者名簿を活用する。

第5節 復旧対策

1. 農業復旧支援

農作物や被覆施設に積雪すると、ハウス倒壊等の被害が発生する。被害状況の迅速な把握と、必要な支援措置を講ずる。

「第6編 事故災害対策編—第4章 農林水産災害対策計画」を準用する。